

平成 22 年度第 2 回青森県公共事業再評価等審議委員会 議事録

青森県企画政策部企画調整課

日 時 平成 22 年 6 月 26 日 (土) 13:30 ~ 17:15

場 所 ホテル青森 3 階「善知鳥の間」

出席者 青森県公共事業再評価等審議委員会委員

委員長 小林 裕志 北里大学 名誉教授

委員 東 信行 弘前大学 農学生命科学部 准教授

委員 岡田 秀二 岩手大学 農学部 教授

委員 木立 力 青森公立大学 経営経済学部 教授

委員 齊藤 サツ子 公募

委員 武山 泰 八戸工業大学 工学部 教授

委員 長谷川 明 八戸工業大学 工学部 教授

委員 藤田 均 青森大学大学院 環境科学研究科 教授

委員 松富 英夫 秋田大学 工学資源学部 教授

青森県

企画政策部 北山次長、関企画調整課長 ほか

農林水産部 鳴海次長、北林農村整備課長、新山漁港漁場整備課長 ほか

県土整備部 大澤理事、今参事（都市計画課長）、中田整備企画課長、

三上道路課長、加藤河川砂防課長、木浪港湾空港課長 ほか

内 容

1 開 会

司会：それでは、定刻となりましたので、ただ今から「平成 22 年度第 2 回青森県公共事業再評価等審議委員会」を開催させていただきます。

《会議成立報告》

司会：本日の会議でございますが、公共事業再評価等審議委員会運営要領第 2 第 2 項の規定によりまして、委員の半数以上の出席が必要でございますが、本日は 11 名中、今のところ 8 名のご出席をいただいておりますので、会議が成立していることをご報告させていただきます。

本日、中山委員、長野委員におかれましては、所用のため欠席となっております。齊藤委員は、弘前から向かっているというご報告を受けております。

《委員自己紹介》

司会：本日は、委員改選後の 2 回目の委員会となりますが、前回、ご欠席でございませ

た東委員、松富委員が本日出席されておりますので、簡単に自己紹介をお願いしたいと思いを。

東委員、よろしくお願ひいたします。

東委員：弘前大学の東と申します。前回は所用で欠席させていただきました。

農学生命科学部と名簿にも載っておりますが、私の専門は生態学でございます。ただし、弘前大学に赴任する前の前任地では、土木工学の研究室にありまして、そういう両面から環境のことに関して意見を言ってくれということで、この委員をお引き受けいたしました。

どうぞよろしくお願ひいたします。

松富委員：秋田大学の松富でございます。よろしくお願ひいたします。

前回欠席しまして申し訳ございませんでした。

本日、少し遅れまして申し訳ございません。謝ることばかりで本当に。

先日、議事録を送っていただきまして、結構、私の専門に関連したようなことで重たい事項があるように理解しております。ということで、多分想像つくかと思いますが、私は海関係、そして最近河川の方もやらされております。よろしくお願ひいたします。

司会：ありがとうございました。

それでは、ここからの議事進行につきましては、委員会設置要綱の規定に基づきまして、小林委員長にお願ひしたいと思ひます。

小林委員長、よろしくお願ひいたします。

2 議事

(1) 詳細審議地区の選定について

小林委員長：皆様、こんにちは。

今日は、かなり大事なこと、詳細審議地区を選んだりしなくてはいけませんので、よろしくどうぞお願ひしたいと思ひます。

本日の進め方をお話させていただきたいと思ひます。

前回、沢山の質問が出て、それに対して担当課の方でお答えを用意していただいております。それを聞きながら、さらに議論を深めたいと思ひますが、時間が5時までに終われということなので、私が事務局と相談をしまして、前回の回答というか、質問に対するお答えをいろいろいただく前に、1番重要なこと、即ち、今年度は全部で18地区、18の事業について審議をしているわけですが、その中から詳細審議地区を最初に選んでしまいたいと思ひます。詳細審議地区を選んだ上で、その詳細審議地区を頭に入れながら、前回のいろいろ私共が質問したことに対する回答をしてもらった方が、より詳細審議の中身に具合がいいのかなど。考えていく上で都合がいいかと思ひますので、最初にこの18地区のうちから、今年度の詳細審議をここにしましょうという形で最初に進めたいと思ひますけど、よろしいでしょうか。

それでは、事務局、委員長の私案というものをお配りいただけますか。

ただ今、お配りされたものでございますが、実は、去年までずっと何年も繰り返して審議しているわけですが、その時の原則論のようなものを表の紙にまとめてみました。沢山ある、今年の場合は 18 地区ですが、沢山ある地区の中から詳細に審議するものを選ぶわけですが、それを選ぶ時の原則として、そこに 5 つほど項目をあげてあります。これは、これまでのやり方で、こういうことを皆で決めてきたわけですが。

まず、進捗率が年次計画の 70% に達していないものというのが第 1 点。

2 つ目としては、当初の総事業費が大幅に増加しているもの。30% 以上アップしているもの。

3 つ目は、B / C、これが大幅に減少しているもの。あるいは、1 を下回って、1.0 を下回ったもの。

それから 4 つ目は、環境問題でございますが、希少な野生動植物などへの配慮が特段に必要なと思うものは詳細にすると。

それから、その他としまして、5 点目としては、事業費の総額がとても大きいもの。100 億円を超えるようなもの。それから、担当部課の所での自己点検の結果、評価結果に B とか C が出てくるもの。それから、県の予算の都合で、今年度の工事、事業が保留というふうになっているもの。

こういうものを原則的に手を入れてみてみましょうと。

なお書きの所でございますが、であっても、次の 3 つは原案通りに継続、事業を継続するということを認めるという形で詳細審議の対象とはしていませんでした、ということで、来年、この事業が完了するというものは省きましょうと。それから、人命財産のためにどうしてもやらなければならないもの。例えば、地すべり防止事業ですね。それから、生活に不可欠という、下水道のようなものですが、こういうふうなものについては、継続という形で原則通してきたというふうな、そういうことを過去ずっと基本的に原則論としてやって参ったわけでございます。

次のページをお開きください。

こういう観点で事務局にちょっと色塗りをさせていただきました。赤い字で書いてあるのが詳細審議、今の原則論から言うと詳細審議に該当するものです。それから、青い字で書いてあるのは、外してもいいんじゃないかというものでございます。

そうしますと、1 番、かんがい事業の指久保ですが、これは、事業費が非常に大きいので、詳細審議対象になるんですが、実は、予定工期を見ていただくと分かりますように、平成 23 年度で完了ということなので、ブルーの字が入っています、ということで外しと。

それから 2 番です。2 番は、事業費の増がかなり大幅になっております。これは調書を見てもらうと分かるんですが、当初の事業費から 180% ぐらい、倍近く上がっているということで、これは詳細に入りますと。

それから3つ目、3番から3、4、5、6、7、ずっと11番まで、これは全部道路の問題なんですね。道路課担当ですが、原則論にこだわりますと、3番は費用対効果、B/Cが右側の所の注釈に書いてありますように下がっているから、入ってくるのかもしれないと。

それから4番も道路課で同じような理由でございます。

それから5番です。5番は、この県道改築事業は、進捗率がとても遅いと。62.2 ということで、原則論から言って詳細に入りますねと。

7番、これもB/Cが極端に下がりましたねと。

それから8番、これも5番同様、進捗率が41%ですから、かなり遅いですねというので詳細に入るかなと。

10番、これも進捗が21%ですね。それからもう1つ、この10番が詳細としなければいけないかなと思う理由は、右側の注釈に書いてありますが、県の方で、今年度、予算保留になって仕事をしないというふうに使われているので、これはちょっと詳細に吟味した方が良くかなと。

11番、これも進捗が38%で遅過ぎると。

12番、大和沢のダムですが、これも事業費が287億ですから、とても大きいですね。

それから、自己点検で、河川砂防課の方では、自己点検で評価にBとかが入れているということで、これも詳細かなと。

それから、今度は港湾空港、15番、これも進捗が17%でかなり遅いということで詳細かと思うんですが。

裏のページに参ります。

16番、港湾空港の事業ですが、これは事業費がかなり大きい。215億ですからかなり大きいんですが、ブルーで、来年で完了しますので、これは外していいかなと。

17番、港湾空港、これも進捗が64.7と。

それから18番、都市計画。これは青森の運動公園ですが、これも事業費が650億という膨大なものですから。

というふうに、原則論から照らし合せてみますと、12事業になるんですよ。そうすると、これは、12事業ですと、ちょっとやっぱり詳細にこれから吟味していくのは、まだまだ多過ぎるなと思って、ここから更にご提案なんですけど、私が事務局の方といろいろと相談しながら、もうちょっと詳細にする現場を減らした方が詳しい議論が展開できるだろうなと思って、もうちょっと詳細から外したいということをご提案を申し上げますので、ご意見を頂戴したいんですが。

まず、2番の鱒ヶ沢の漁港ですけど、これは先ほど申しましたように、事業費が当初、個別調書に書いてありますが、当初予算が11億だったのが20.7億に上がっています。けれども、年次に対する進捗率が100%を超えている、105%で。それから工期が24年度で間もなく終わるんじゃないのと。そして、しかも内容が何回も説明を受けています

ように人命・財産を守る上で、いいんじゃないかと。詳細にしなくて原案通りでということ、これは、外したら如何ですかねと思います。

それから、その次の3番。道路がとにかく多いので、道路の中でちょっと整理してみただんですが、3番と4番、それから7番ですね。これらは個別調書でこの間説明受けておりますが、これはいずれも原則論から言うとB/Cが皆、当初から下がってはいるんですが、何故下がっているかという理由は、この間ご説明、前回受けたように、マニュアルの改訂などに伴って計算し直したらこうなりました、ということなので、3、4、7を外してもいいのではないかとということで、ご意見を頂戴したいのは、整理しますと、2番、3番、4番、7番を除外して、残りの8で如何でしょうかというふうにご提案を申し上げます。

詳細審議地区、改めて申し上げますと、12番、それから15番。これは、どうしても事業を中止するという考えですから、だったら詳細に検討、委員会としても詳細に検討しましょうよということで、12番と15番ですね。

それから、進捗率が低いのは、やっぱり何らかの事業としての理由があるので、ここはやっぱり詳細吟味しておいた方がよろしいんじゃないでしょうかね、ということで、道路をどういうふうにするかということで、先ほど落としたものもありますので、詳細にやっていきたいと思うのは、5番、それから8番、10番。特に10番は、先ほども申しましたように、今年度予算保留になってしまっているの、そのへんも詳細吟味した方がよろしいんじゃないでしょうか。それから次の11番、道路はそんなところで詳細、如何ですかねと。

あとは、次のページに参りまして、進捗率が低い、大湊の17番ですね。それから、事業費がなんたって県の事業として1番大きな18番という形で、以上8地区をこの後の詳細審議としてピックアップしてみただんですが、如何でしょうか。ご意見をください。よろしいですか。

もし、ご賛同いただければ、これから恐らく1時間以上掛かると思うんですが、前回の私共が一杯お願いしましたよね、データを出してくれと。それをずっと喋っていただきますので、特に、今選んだ8つの事業は、その後さらに、ちょっと休憩した後に詳細審議に入る時に、かなり参考になる話が一杯出てくると思うので、そういうつもりで聞いていただければと思うんですが。

そんな形で、本日進めさせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

(2) 平成22年度第1回青森県公共事業再評価等審議委員会における質問事項等に対する回答について

小林委員長：それでは、資料5でいいのかな。そうですね。資料5という所にずっと、まず1枚目の紙と1ページ、2ページ、3ページまでに前回それぞれ各委員がご発言さ

れた要旨が書いてあります、項目が。それについて、それぞれの担当課の方で4ページ以降、要旨、回答のサマリーが書いてありますが、このへんも含めながら、それぞれお手元の個別の調書、分厚いものがありますので、そこが原本でございますから、その個別の調書も眺めながら、それぞれの担当課からの回答を聞いていただければと思います。

それでは早速参りましょうか。4ページですね。これは、農村整備課、どうぞ、お願いします。

農村整備課：それでは、農村整備課でございます。

まず、4ページ目は、農業農村整備全体に対してのご質問でございます。藤田委員から、農地・水・環境保全向上対策の実施状況について伺いたいということでございます。

農地・水・環境保全向上対策、本対策は、農地、農業用水などの資源や環境の保全向上を図るため、地域の共同活動や先進的な営農活動を総合的に支援するもので、平成19年度から平成23年度までの国の補助事業としてこの期間の予定で実施されております。

地域の共同活動については、本年度、青森県内で380組織、33,000haに約13億1千万円が交付され、基礎的活動としての水路の草刈り、泥上げ、農道の砂利補充、環境保全活動として、生き物調査、水路や道路沿線への花の植栽、清掃などが実施されているところでございます。

先進的な営農活動につきましては、17団体、660haに約4千万円が交付され、化学肥料と化学合成農薬の使用を5割以上減らす取組などが行われております。

なお、農業用施設の維持管理に関する公共事業の主たるものとしては、青森県が管理しますダムや頭首工などの基幹的施設の管理に対する基幹水利施設管理事業があり、その事業費は約3億7千万円となっております。

次に5ページでございます。

これも農業農村整備事業全体についてのご質問でございます。

小林委員長からご指摘のありました、これは環境公共の概要をご説明する際にパンフレットの裏側に載っておりました「環境公共推進会議」の開催状況について伺いたい、とのご質問でございます。

環境公共推進会議は、環境公共実施地区と「あおり環境公共推進基本方針」との整合を図るほか、各地域県民局への指導を行うことを目的とし、そのメンバーは、農林水産部の関係課職員のほか、必要に応じて、環境公共に関する専門的な知識を有する方にも参加していただくこととなっております。

本推進会議は、年2回開催されておまして、会議では、各年度の取組計画とその実績のほか、環境公共の推進上の課題があった場合は、その対応策などについても意見交換を行うなど、関係者の連携を図り、環境公共の円滑な推進に努めているところでございます。

小林委員長：ありがとうございました。

この2つは、総論として、農業農村整備事業の概要というものはこういうことだとい

うことで、今、ご回答いただいたんですが、藤田委員、よろしいですか。そういうことでご理解いただけましたね。

県のこの会議のことについても分かりましたので、ありがとうございました。

それでは、今度から各論に入りましょう。6ページです。どうぞ。

農村整備課：整理番号1、かんがい排水事業、指久保地区の長野委員からの質問でございます。

B / Cが1.26から1.11に減少しているが、今後、費用対効果が向上する見込みがあるか伺いたい、という質問でした。

これに対して、今回、B / Cが減少した主な理由は、農業経営向上効果が減少したことによるものです。

前回、17年度は、農業経営向上効果として、関連事業で区画整理などを行うことで、大型の農業機械の導入が可能となることによる営農経費節減分を効果として算定していました。

今回は、個人、担い手、組織の営農別の営農経費節減分を効果とすることに変更となったことから、平成19年度の市町村の地域水田農業ビジョンにおける営農別の目標値に基づいて算定いたしました。

その結果、水稻において、担い手及び組織営農では、農地の利用集積が促進され、農業機械の大型化による営農経費節減効果が増加するものの、個人営農では、将来の農業機械の大型化を見込むことができないことから、営農経費節減効果が大幅に減少したものです。

なお、今後費用対効果が向上する要因としては、十和田市周辺の個人営農から集落営農などへの新たな組織化の進展や作物単価の上昇が考えられます。

引き続きまして、次のページ、7ページでございます。

長野委員からの質問でございます。

この事業に環境公共の考え方は具体的にどのように盛り込まれているのか伺いたい、という質問です。

平成20年2月に策定された「あおり環境公共推進基本方針」では、農林水産業の基盤づくりに当たって、「地域力の再生」、「強固な農・林・水の連携」、「環境への配慮から保全・再生へ」という3つの方向性に基づき、平成20年度から順次、段階的に取り組んでいくこととしております。

しかし、本地区においては、平成23年度完了とする事業計画が既に決定されていることから、環境公共の取組が限定される所ですが、県としては、事業完了後の施設の維持管理において、3つの方向性に基づいて最大限取り組んでいくこととしており、現在、指久保ダム建設推進協議会に町内会などの地域住民なども加えた体制づくりを行っており、具体的な取組として、ダム湖周辺の清掃活動や緑豊かな景観づくり、さらには、魚類の生息調査及び環境保全活動などを検討しているところです。

次、8ページをお開きください。

岡田委員からのご質問です。

上流の地域の環境、森林の状況等についてのデータをいただきたい、ということでした。

これについては、詳細なデータをなかなか得られませんでした。下記にありますように、地形図、航空写真を使用して机上で測定しました。

指久保ダムの集水域は28.4 km²で、そのうち92.1%の26.15 km²が森林となっております。

集水域の区分は森林、牧草地、河川ほか、ということになっておりまして、表の通り図上で拾っております。

参考といたしまして、次のページに図面、指久保ダム上流域図ということで、ダムの流域に係る範囲が緑の線で囲っております。

その次のページには、航空写真を載せておりまして、同じく緑の線で集水域を囲っております。

指久保ダムの位置は赤で示されております。

以上です。

小林委員長：ありがとうございました。

岡田委員、どうですか。よろしいですか。

今日は長野委員、ご欠席なんです。長野委員に代わって、長野先生と同じことを言うつもりはないけども、現在のB/Cの算定式が、ただ今のようなこういう農水の方のやり方である限りは、こういう問題は常に出て参りますね。農業経営向上効果というのは、これは測ることが出来ないんで、6ページの4に書いたように、新たな組織化の進展ということぐらいしか積極的な要因はないですよ。作物単価の上昇というのは、これは国民が中国産が良いと言えればそれまでなんで。

むしろ私は、7ページの所の三村知事が強力に推進している環境公共の中の3つの方向性というものが、B/Cに代わる、例えば、指久保は1.26から1.11に落ちているんだけども、落ちていても、この3つの方向性がちゃんといけば、これだけ巨額のダム工事に投じた金も十分県民は理解していただけるかなと感じております。

指久保ダムについて、来年度で終わりなんです。何かご発言、ございますか。よろしいですね。

それでは、次でございます。今度は11ページになりますか。漁港漁場整備課ですね。どうぞ。

漁港漁場整備課：漁港漁場整備課です。

前回、岡田委員からの質問でございまして、東側工区を合併施工していることの方について伺いたい。現場の要請、条件、環境面への影響という事項でございました。

これについては、本地区では、波浪による背後地への越波・浸水対策のための海岸整

備と、海岸に大量に打ち上げられているハタハタの産卵育成場としての藻場の整備が強く求められている状況にありました。

このため、海岸防護を目的とする海岸事業と水産資源を保護・育成する事業、つまり広域漁場整備事業ですが、これと連携して事業を実施することとしたものでございます。連携に当たっては、両事業の設置位置、水深等の条件が同様なことから、それぞれの機能を満足する潜堤構造により一体的に整備することで、投資の効率化、いわゆるコスト縮減を図り、事業の効果を早期に発現させることとしております。

また、周辺地形の侵食、堆積といった影響につきましては、潜堤の築造検討において行う地形変化シミュレーション計算を実施しており、その結果、潜堤による影響はほとんどないとされていることから、合併施工で実施することとしたものであります。

なお、合併施工については、国の承認を得て行っております。

整備の完了した区間では、背後地への越波が緩和されてきており、また天端被覆ブロック上には海藻が繁茂するなど、効果が発現されてきております。

以上でございます。

小林委員長：岡田委員、どうですか。ということだそうでございます。これもいいですね。

それでは、次、しばらく道路課が続きますが、お願いします。

道路課：道路課から説明いたします。

12 ページになります。

整理番号といたしまして、前回の資料の 4 - 3、道路事業の概要という資料がございましたが、その中で長野委員から平成 22 年度の直轄事業負担金の額について伺いたい、というご質問がございました。

平成 22 年度県当初予算における道路課予算のうち、直轄事業負担金は約 40 億円を計上しております。当初予算に占める割合は、11.4%となっております。

なお、前回、示しておりました資料のうちの 4 ページに、これと同じような資料があったんですが、道路課の事業といたしまして、22 年度分を 325 億円と記載しておりました。これには、道路管理に係る計上経費、電気料金など、その他ございますが、これを上乘せしておりませんでしたので、22 年度の道路課予算、当初予算を全体で 349 億円に訂正させていただいた今回の資料としております。

以上でございます。

次は 13 ページになります。

整理番号の 3 番、4 番、7 番ということで、道路改築事業に係ります国道 279 号、八戸環状線、青森環状野内線の 3 つの工区におきまして、前回の再評価時から B / C が大きく減少している理由について伺いたい、というご質問が、小林委員長と長野委員からございました。

整理番号の 3 番、4 番、7 番の 3 つの工区に共通する要因といたしまして、平成 20

年 11 月に費用便益分析マニュアルが改訂されております。この際、走行時間短縮便益を算定する際に使用いたします車種別の時間価値原単位が減少しております。車種別の時間価値原単位をその下の表に示しておりますが、乗用車の場合、改訂前は 1 台当たり 62.86 円ということでございましたが、改訂後が 40.10、改訂率で 63.7%ほどに縮小されております。

また、最後に書いてありますが、普通貨物車につきましても、87.44 円が 64.18 円と 73.4%程度に縮減されております。

2 番目といたしまして、平成 21 年 1 月に将来交通需要推計が改訂されております。北東北全体の交通量の伸びが減少しております。従前は、1.038 ということで、平均的にこの数値を示されておりましたが、改訂にあたりましては、平均の値でございますが、0.854 ということで、将来交通の伸びというものがマイナス方向に示されております。

以上が 3 地区に共通する事項でございますが、もう 1 点、宮田地区の B / C の減少ということでございますが、費用便益算出で用います速度というものは、通常、道路を設計する際に用いた設計速度を使用しております。宮田地区の前回再評価時では、設計速度が 50km でありましたが、現地の交通規制最高速度であります 60km で便益を算定しておりました。

今回の再々評価にあたっては、沿道の公共施設整備や信号機増設などの状況を勘案し、便益が過大に算出されないよう、設計速度の 50km での便益算定が妥当と判断したことから、前回と比較し、便益が減少する結果となっております。

なお、従前の 60km により算定数値も試算してみましたけども、この結果は地域修正係数適用前の値で 1.47 と算出されております。

この項目については、以上でございます。

次は 14 ページになります。

整理番号の 3 番、道路改築事業の国道 279 号二枚橋バイパスですが、長谷川委員から、コスト縮減のため橋長を短くしたことによる道路勾配等への影響について、というご質問がございました。

橋長を短くするために、縦断勾配を 1.6% から - 3% に見直ししております。このことによりまして、橋梁前後における切土量は増加したものの、橋長、橋脚数が縮減したことから、道路としての利便性・安全性を損なうことなく、コスト縮減が図られております。

下の図は、赤書きの方が見直しをした計画でございます。青書きの方が、当初の計画ということで、当初の橋梁の縦断勾配は 1.6% から、上り 1.6% から下り 3% になりましたけども、橋梁部分が縮小されております。

また、茶色に着色しております切土部分が逆に増えるということでございますが、切土の増加分が橋梁の縮減に係る経費を下回りますので、全体的にコスト縮減が図られております。

次は 15 ページになります。

整理番号 5 番、道路改築事業で、五所川原岩木線掛落林地区につきまして、踏切の立体交差化を必要とする理由について伺いたいということで、岡田委員から質問がございました。

回答ですが、当該事業は、掛落林地区について現道の幅員が狭く、見通しの悪いカーブがあるなど、交通安全上危険なことから、バイパス整備により安全で円滑な交通を確保するものです。

工区内には、JR 五能線と交差する区間がありますが、道路法において、鉄道と交差する場合は、原則、立体交差としなければならないと規定されております。

また、平成 15 年には、踏切道改良促進法という法律に基づき、既存の掛落林踏切について、立体交差化により除却することが国土交通大臣から指定されております。

以上のことから、踏切事故の防止及び交通の円滑化のため、バイパス整備に合わせて踏切の立体交差化を実施するものです。

次は 16 ページをお願いいたします。

整理番号 6 番の同じく道路改築事業です。中野北高岩停車場線について、長谷川委員からご質問がございました。

歩道が片側だけに設置している理由について伺いたい、ということでございました。当該地区の現道部は、人家が連坦していることから、拡幅による整備は多くの家屋移転が生じるなど、住民への影響が大きいため、バイパス案を採用しております。

このため、バイパス計画における歩道につきましては、地域内における利用状況を想定、考慮いたしまして、片側に設置することといたしまして、地域の方々にご理解をいただき、用地買収等に協力いただきながら、事業を実施しております。

それでは次に 17 ページです。

小林委員長：すみません。18 ページ、道路課のむつの大畑線の話、先にしていただけますか。道路課、お願いします。

道路課：はい、分かりました。

18 ページをお願いいたします。

整理番号が 3 番から 11 番、道路課全体の事業についてです。

藤田委員から、むつ恐山公園大畑線ほかということで、環境影響への配慮について具体的な配慮事項について伺いたいということのご質問がございました。

環境影響への配慮につきましては、環境配慮指針により項目チェックを行いまして、対応内容を記載しておりますが、道路事業各工種につきましては、画一的な表現となっておりますので、今回、各工区ごとに主な配慮事項を追記させていただきました。

以下、説明いたします。

整理番号 3 番の国道 279 号につきましては、主な配慮事項ですが、伐採した樹木などをチップ化し、植生復元のための基盤材に活用しております。

4番目の八戸環状線につきましては、道路排水などによる下流域への影響を低減するために調整池を設置しております。

五所川原岩木線につきましては、道路施設の土砂流出防止のため、盛土法面部に張芝などで緑化することとしております。

6番の中野北高岩停車場線につきましては、表土保全、土砂流出防止のため、切土、盛土法面部に張芝などで緑化することとしております。

青森環状野内線の宮田地区につきましては、運動公園などの沿線公共施設との調和を図り、路上の電線類を移設するなど良好な景観配慮に配慮しております。

むつ恐山公園大畑線の葉色沢工区につきましては、貴重な植物の移植を行うとともに、猛禽類等への配慮事項を検討するために調査を実施しております。

酸ヶ湯黒石線につきましては、地形の改変を最小限に留めるため、現道を活用することとし、一部をバイパス化するという計画としております。

柘棚手倉橋線につきましては、山間部の緑地景観の保全に努めるため、岩盤法面部についても緑化することとしております。

大沢内停車場線につきましては、道路施設の土砂流出防止のため、盛土法面部に張芝などで緑化することとしております。

以上でございます。

小林委員長：ありがとうございました。

今年度、道路課の担当が1番多いんですが、まとめて質問に対する回答をいただきました。

最初、今日、長野委員お休みだけでも、負担額のお話はこの通りだということですね。

それから、やっぱりB/Cの問題は、そこに書いてありますように、B/Cが下がるというのは、結局、マニュアル、国のマニュアルが改訂されたということで、ただ今、縷々説明いただいたような内容だったということなんですね。この道路事業に対する、今のB/Cのことについて、各委員から何かご発言、ございますか。

こんなふうにして見直すと、大体改訂後、これも結局、田舎の方が不利になるような改訂なんですね。交通センサスに基づくわけだから。B/Cはそういうことで、よろしいですね。

あとは、各論になりまして、長谷川委員が、橋長のことだけど、こんな回答でよろしいですか。

それから、岡田委員から、5番地区、これは詳細審議にさっき選ばれた所ですが、立体交差の話は、また後で何かあったら。

それから、6番の片側歩道もいいですね、長谷川委員。

最後に環境の、いわゆる道路工事における環境配慮というのは、こんなふうな内容だということで、藤田委員、如何ですか。

藤田委員：ちょっと足りないような。例えば、法面緑化というのは、当たり前のような

気もいたしますし、もうちょっと突っ込んだ環境配慮が欲しいなという気がいたします。

それから、例えば、むつ恐山公園線も調査までなんで、具体的にこういったようなことに対して配慮したということはあるでしょうか。

小林委員長：これ、今、私も見ながら思いましたけど、5番、8番、10番、11番、全部詳細に入っているんで、そこでまた議論してさらに何かいろいろあったらやりましょう。

藤田委員：分かりました。

小林委員長：道路については、そんな質問の回答だというQ & Aでよろしいですかね。

それでは、一旦、これで。

同じく藤田委員から、環境配慮の話について全般的なことがありましたので、企画調整から、17ページ、回答してくれますか。

企画調整課：17ページでございますが、藤田委員から調書の環境影響への配慮の部分について、調書が「配慮している」か「配慮していない」の区分だけなので、何に配慮すべきかも含めてマニュアルをどうするかということも同時に考えることが必要ではないか、というご意見をいただきました。

これにつきましては、調書において、どの調書も同じ作りなのですが、調書の3ページの真ん中の部分に環境影響への配慮ということで、開発事業における環境配慮指針への対応という所で記載する欄がございます。

この記載にあたりましては、第三次青森県環境基本計画の中に、開発事業等における環境配慮指針がございます。それが定められておりますので、それに基づきまして各項目のチェックを行った上で、上の部分の対応状況ということで記載をしているものでございます。どのようなチェックを行っているのかということですが、(2)の区分の所でまず記載をしております。環境配慮指針のうち、事業を実施する上で配慮している区分の所を黒丸で表記をしているものでございます。

具体的にどのようなチェックを行っているのかというのが、調書18番の事業の下に資料集ということで冊子の方につけているのですが、その資料集の中の31ページから33ページまでが環境配慮指針のチェック表ということでございます。具体的にこの1項目ずつチェックをしていきます。該当した部分について黒丸で表記をしているものでございまして、さらに(3)の部分、対応内容とありますが、その部分に具体的な対応内容を記載していると。マニュアル上は一応そのような形で作っているものでございます。

こういうような形で調書をそれぞれ作っているものではございますが、先ほど、18ページで、例えば道路事業についてご説明を追加したように、より具体的に対応内容の部分が分かりやすく具体的に記載されるように、今後も努めて参りたいと思っております。

以上でございます。

小林委員長：ありがとうございました。

というようなことで、この本審議会では、そういう形の調書を作っておりますということですが、藤田委員、何かご発言、よろしいですか。

藤田委員：チェック表にそれぞれ幾つかの項目がありますが、6つとか8つとか。それで、例えば、1つが配慮していて、あと3つが配慮していないと言った時には、どういうふうな書き方になるのかというのがちょっと。要は、何と言いますかね、ここの各番号では、環境配慮に対して、3ページの所では、各個別の事業の所で配慮している、配慮していないという所に黒丸が入ったり、入らなかつたりいたしますが、それは、だから、全部に対して配慮している場合のみ黒丸になるのか。黒く塗られるのか。それとも、一部でも、1つでも駄目な時は配慮していないになるのか。そういうのがちょっと分かりづらいなと思いました。

小林委員長：そのへんはどうですか。これは、担当課によって、横の相談はしていないんでしょう、課ごとの。どうなんですか。

事務局：一応、基本的に1つでも該当すれば、その部分に黒丸が入るということにしております。

小林委員長：そういうことになっているわけだ。

事務局：はい。一応、そういうような記載をするようにということで。

小林委員長：その擦り合わせは、最初、この調書を作る時に、そちらが主催して担当課に集まっていたいて、そういうことをやっているわけですね。

事務局：はい、そうです。

小林委員長：そうすると、考え方がバラバラだということは無いんだね。

事務局：はい。と思っておりました。

小林委員長：そうですよね。これ、だからもし、先生の言わんとしていることは分かるんだけど、そういうことを盛り込むとすれば、この調書そのものの、この表現じゃないような表現方法をとらないと

藤田委員：そうですね。これ全部書くと、また大変で、

小林委員長：膨大なものになりますからね。

藤田委員：そうになってしまうので、やっているのであれば、それが何らかの形で分かるようにしていただいた方が良くかなと思いますが、これだけだと、凄く優しい所もありますよね。例えば、31ページの「地形や地盤の改変に係る環境配慮」という所で、真ん中のあたりの「埋蔵文化財の保護・保全に配慮する」というものがひとつ該当したとしますね。そうすると、ほかの「レクリエーション施設の整備とか農地の自然開発にあたっては、出来るだけ自然地形を活用した利用計画と地域の自然景観や自然環境の保全に配慮する」というのが、何もなされなくても配慮したということになってしまうという所がちょっと。もしもやっているのだったら、やっているというふうに分かるような形にされた方がいいので。どうやって書いたらいいのが難しいんですが。

小林委員長：はい、ご指摘は分かりました。事務局、言われていること分かりますよね。

事務局：分かります。

小林委員長：だから、この調書の評価にあたり特に考慮すべき点という、この項目の中の書き方を、今、先生のお話のようなことで、こんなふうに改訂したらどうかということ、後でちょっと検討しておいてください。

事務局：分かりました。

小林委員長：これは全体に言えることだと思うんですね。

ほかに何かございますか。

それでは、道路編を終わりにして、次の 19 ページになるのかな、河川砂防、大和沢ダムの話ですね。どうぞ。

河川砂防課：河川砂防課でございます。大和沢ダムでございます。よろしく願いいたします。

前回の第 1 回再評価委員会では、2 点のご意見をいただいております。

1 点目は、19 ページに書いてありますが、藤田委員、長谷川委員のお二方からダム建設事業中止後の大和沢川の治水対策を具体的に説明して欲しいということございました。

大和沢川の治水計画でございますが、次のページに位置図をつけております。恐れ入りますが、この位置図を見ながら、位置関係を確認しながらお聞きいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

大和沢川は、一級河川岩木川の支川となっていることから、その治水計画は岩木川水系の河川整備計画に組み込まれております。

岩木川水系整備計画（指定区間、弘前圏域）では、平川流域の基準点を弘前環状線の豊平橋地点として、整備計画の目標流量を毎秒 1,100 トンとしております。

そこで、大和沢川の治水計画は、この本川平川の計画と整合を図って策定されており、国道 7 号下流は改修工事をほぼ終えております。国道上流側につきましても、今後、着実に改修工事を進めていく予定でございます。

次に大和沢川の計画流量でございますが、平川合流点より上流 5.6km 地点、新狼ノ森橋間は、毎秒 320 トン、新狼ノ森橋から上流 7.5km 地点、中泊沢合流点間は毎秒 300 トン、中泊沢合流点より上流は、毎秒 140 トンとなっております。

参考までに、昭和 50 年の水害では、千歳橋地点で毎秒約 183 トン、昭和 52 年の水害では、八幡橋地点で毎秒約 105 トンの流量が流れたと推定しております。

計画のとおり、河川改修が進めば、昭和 50 年、52 年の大雨が降っても水害は起こらないこととなります。

次に大和沢川の現況の流下能力でございますが、平川の合流点から上流 5.6km 地点の新狼ノ森橋までの区間では、約 500m ほどの流下能力が不足する区間がございます。また、新狼ノ森橋から上流 9.2km 地点の尾神橋付近までの区間では、約 2,530m ほどの流下能力が不足する区間がございます。

図の方の平川合流点より上流のオレンジ色の部分が改修済み区間で、上流部の緑の部分が流下能力が不足する区間でございます。

次に大和沢川の過去の河川事業でございますが、大和沢川の河川改修は、本川平川の整備を優先させることとし、平成9年度以降休止になっておりますが、実施済みの事業は、昭和57年度より局部的に河川断面が小さい箇所の改良を行い、昭和61年度からは、本川平川の合流点より抜本的な河川改修事業を実施しております。これに伴い、平川合流点から上流600m区間は、完成形で整備され、右岸側の堤防は国道7号まで完成しております。

そこで、近々に流下能力が不足する区間を解消するため、事業を再開できるよう準備を進めているところでございまして、来年度、平成23年度より調査・設計の方に具体的に入っていきたいと考えております。

次に2点目のご意見でございます。21ページをご覧ください。

小林委員長、岡田委員のお二方から、地域住民への十分な説明が必要で、説明会を開催した結果を知らせて欲しいということでございました。

去る5月27日、28日の2日間にわたって、大和沢川沿川の12町会、約4,000世帯の方々にお知らせをし、住民説明会を開催いたしました。

主な出席者は、町内会長など、地域住民を代表する方々でございました。

5月27日は、堀越公民館で19時より開催し、参加者は7名でございました。

また、5月28日は、千歳公民館で19時より開催し、参加者は10名でございました。

参加人数は、思った以上に少なかったわけですが、昭和30年代、昭和50年代の水害を体験した方々が出席され、大和沢川の治水対策をしっかりとお願いしたいと熱く語っておりました。

こちらからの説明内容は、大和沢ダム建設事業計画の策定経緯、大和沢川、土淵川、腰巻川を取り巻く社会環境の変化、大和沢ダム建設事業の中止の方針、大和沢川の今後の治水対策についてパワーポイントで説明いたしました。

これに対し住民の方々からは、要望や意見等がありましたが、ダムを中止することに対する反対意見はございませんでした。

住民の方々の主な要望、意見等でございますが、昭和30年代、50年代、大きな水害に見舞われており、今後も突発的な災害が十分あり得る。治水対策をしっかりとお願いしたいという要望に対しまして、住民の方々のダムを中止することによる治水対策への不安をなくすることが、今回の説明会の趣旨でもありました。

現在、河川改修の準備を進めており、今後、着実に対策を進めて参りますと回答いたしました。

次に改修工事はどの部分からどのように行うのか。小栗山付近のように、コンクリート張り等で行うのか、という質問に対しましては、下流から工事を行い、土での築堤及び掘削で河川を広げてきます、と回答いたしました。

次に河川内の雑木等について環境を考慮し、適正に管理して欲しい。また、付近住民が自ら伐採して良いか、という質問に対しましては、怪我をしない無理のない範囲で県の事務所、市とも連絡を取り合いお願いいたします、と回答いたしました。

以上が住民の方々からの主な要望、意見等でしたが、このような地域住民の方々の要望、意見を踏まえ、水害の防止及び軽減のために引き続き適正な河川管理に努めて参りますと申し上げ、参加された皆様のご了解をいただきました。

以上でございます。

小林委員長：大和沢ダムですね。最初にダムを中止した場合の治水対策について、19ページですが、今の回答、如何ですか。

岡田委員：結局、ダムを止めて河川改修に移るということですよ。

それでいいんですが、これで勿論結構なんですけど、治水上問題なければ。ただ、事業が遅れるとか、そういうことはないのかなということですけども。

小林委員長：これは、後でやりますか。詳細審議でかなり重要な所が入ってくるので。

岡田委員：はい、分かりました。よろしくお願いいいたします。

小林委員長：今の回答に対して、ちょっと補足説明程度があればということで。長谷川委員、よろしいですか。松富委員、どうぞ。

松富委員：前回いなかったんで、審議の内容がよく分からないんですが、調書を見る限りは、代替案の所でダムの高さを小さくして、一緒に拡幅をやるということと、拡幅または掘削というか、その2つの案が示されていて、計算をすると、小さなダムプラス拡幅の方が安いというふうに示してあったんですけども、ここのヒアリングといいいますか、その時の回答としては、拡幅というふうに決めておられるような回答をされていますが、もう決まっているんでしょうか、というのが私の質問です。

小林委員長：決まっているというか、それがベターな案だということですよ。それでこの回答を作ってきたんですよ。

松富委員：先ほどのB/Cですと、小さなダムプラス拡幅または掘削というのがベターというふうに書いてあったんですね。

小林委員長：そうか。

この詳細は、大事な所なので、後で、全体が終わった後にもう1回取り上げますから。ありがとうございました。

20 ページに非常に分かりやすい絵を持ってきてくれたんですが。現在、担当課の方のアイデアとしては、新狼ノ森橋、ここで500m。それから、その上流の尾神橋のあたりまでの2,530mを拡幅でという考えを今もっていますよ、ということですよ。この説明は。

このへんについて、今の松富委員の意見もあります。後で詳細審議に選ばれたので、詳細審議の時間の所でやりたいと思います。

それからもう1つ、21 ページ、岡田委員、如何ですか。住民説明の話ですけど。今の

回答で。

岡田委員：回答はいいんですけど。お知らせしたのが4,000世帯ですよ。

小林委員長：4,000世帯だから、1人だとして4,000人でしょう。それで参加者数が7人とか10人とか。

岡田委員：そうなんですよ。

これで済んだという理解をするのかどうか、なんですよ。

小林委員長：これも後で、詳細の所で詳しくやりましょうか。

現時点で、後でもう1回戻して審議いたしますけども。何か今のところで、担当課の方にご質問、ございますか。これはまた後で、詳細の所でやるということにしましょう。

さて、それでは22ページから港湾空港課かな。どうぞ。

港湾空港課：港湾空港課です。よろしくお願いいたします。

それでは、岡田委員ご質問の住民アンケートの内容についてご説明いたします。

回答ですが、当該事業の費用便益分析を行うため、別添資料としてありますが、住民アンケートを実施しております。

実施にあたり、事業開始時に存在しなかった「むつ市ウエルネスパーク、克雪ドーム」が、平成18年に供用を開始されましたので、当該緑地への訪問意志や支払い意志のある範囲を把握するため、ウエルネスパークの利用実績から、むつ市を含む近隣8市町村、半径40km圏内を対象にプレアンケートを実施しております。

プレアンケートの結果を踏まえまして、本アンケートにおいてはTCM手法という方法により分析する利用便益に関する影響の範囲。つまり、当該緑地への訪問意志をお持ちになる方々が居住する範囲として、プレアンケートと同様に8市町村といたしました。1,916枚配布いたしました。また、CVM手法という方法より分析する防災避難便益に関する影響範囲。つまり、その施設整備にあたっての費用の支払い意志をお持ちになる居住範囲として、臨海部防災拠点マニュアルによりまして、背後圏を概ね10kmと定めておりますので、旧むつ市のみを利用便益と兼ねて1,240枚を配布しております。

具体的にアンケートの内容及び結果につきまして、別添資料にてご説明いたします。

アンケートの配布・回収につきましては、別添資料の本アンケートの回答結果の1ページをご覧ください。

先ほど申しましたように、配布枚数が1,916枚。回収枚数が728枚。回収率が38%となっております。

また、1,916枚のうち、旧むつ市の1,240枚については、TCM、CVM、両方の質問を設定しておりまして、その回収率は40%となっております。

本日、資料として配布いたしましたアンケート票は、旧むつ市のみ5パターンの中のパターンAとなっております。アンケートの1ページ目が、アンケート調査への協力への文章でございまして、3ページから7ページまでが緑地整備事業の位置や概要について説明をしております。

8 ページ目からが、主にトラベルコストTCMに関する質問事項となっております、ここからは別資料の本アンケートの回答結果の方で主なものについてご説明いたします。

2 ページの質問 が事業認知度に関する質問でございます。結果は、2 の「工事を行っていることを知らないが、場所は知っている」と答えたのが 48.8%が多く、3 の「工事も場所も知らない」30.8%で合計 80%と。その事業のPR不足をここで感じております。

2 ページの質問 は、事業に対する期待度でございます、2 の「いいことがあると思う」が 68.4%、次に3 ページの質問3で、整備後の緑地への訪問意志と訪問頻度に関する質問が、再評価調書の中にあります、評価にあたり特に考慮すべき点の住民ニーズ・意見にも記載しておりますが、結果として66.6%の方が「訪れたい」と。

また、4 ページにありますように、訪問頻度、月に1、2 回程度が1 番多く 29.6%となっております。

6 ページの質問5 が滞在時間に関する時間で、結果は1 ~ 2 時間が 49.4%と1 番多くなっております。

質問6 が、緑地への訪問手段と所要時間に関する質問でございます。自動車が 82.7%、所要時間が5 ないし20 分が1 番多くなっております。

次の質問 から につきましては、旧むつ市民を対象としたCVMアンケートでございます。8 ページの質問 は、緑地の防災機能への期待度でございます、1、2 の「いざという時に安心である」に多くの回答がありました。

9 ページの質問 は、防災機能維持管理に対する支払い意志額に関する質問で、最大提示額3 万円から最小提示額 300 円の範囲で2 段階、2 項選択方式で行いまして、9 ページから22 ページまで5 パターンの質問をしております。

その1 つの例ですが、9 ページと10 ページがパターンAの場合ですが、年間15,000 円と30,000 円、7,500 円に対する支払い意志額の有無についてのアンケートでございます。

質問 で、まず、1 段階といたしまして、年間15,000 円の負担の意志、つまり負担をするかしないか、イエスかノーの2 項選択で伺っております。下の - 1 で「支払っても良い」という方々に更に2 段階として金額を上げて30,000 円の場合の負担意志の有無について質問をしております。

次に10 ページの - 2 は、質問 で払いたくないと答えた方に同様に2 段階として逆に金額を下げて7,500 円とした場合の負担意志の有無について質問をしております。

10 ページの質問 で、今までの質問の中で支払って良いとする理由を聞いております。結果は、防災機能は重要な価値があると思うが、各パターンとも50%を超えて1 番多くなっております。

提示額を変えたアンケートの残りを4 パターンの結果を23 ページまで繰り返し記載しております。

最後に質問 から が、回答者の属性に関する質問となっております。

以上がアンケートの内容と結果についてでございます。

次に藤田委員ご質問の緑化木の種類についてでございますが、回答にありますように、当該緑地内に計画している緑化木は、隣接するウエルネスパークと連携を図りまして、高木はハルニレのみを計画しております。

また、中低木として、ボックスウッド、サツキツツジ、ハマナス等を計画しております。

以上でございます。

小林委員長：ありがとうございました。

これは、住民の方々にアンケートのお願いというペーパーが入ってまして、先ほど、後でまた詳細審議するというようにしてありますが、これで事業の説明の紙、綺麗な紙が出ていますが、これは非常に分かりやすい紙ですよ。

3 ページに位置図があって、4 ページがその写真が出ていて、5 ページが概念図、イメージ図ですよ。真ん中に克雪ドームがもう既にあって、これも使っているんですよ。使っていて、その左側、西側と右側、東側という、こういうふうなことで、今は東側の所の話で、これは総工費が9億3千万ということで、27 年度までやるという事業なので。ただ、その割には年の進捗率が 64.7%ということなので、ちょっとこの後、詳細でいろいろ質問しましょう。

6 ページが具体的に運動場を作ったり、植栽の所にはハルニレですか。

港湾空港課：はい、そうです。ハルニレです。

小林委員長：藤田委員、そういうことだそうですけど。また、詳細の所で何か意見交換しましょう。

何かございますか、17 番について。この資料も詳細の時に使います。今の話の時に。

よろしいですか。それでは、最後のページ 18 番、これも詳細に入っていますね。1 番金額の大きいものです。どうぞ。

都市計画課：24 ページ、新青森県総合運動公園について、長野委員から 2 点ございました。

費用対効果分析の要因変化における費用項目ですけども、その中の建設費が 118 億円増加している理由について伺いたいと。

もう 1 つが、同じく環境価値が 1 1 億円減少していることについて伺いたいということでございます。

まず、建設費の増加でございます。

平成 15 年から 20 年度に整備した園地整備などにおいて、大規模に地盤改良が必要になったこと。多目的広場に防災調整池機能を付加したこと。材料単価の高騰などにより、工事費が増加し、さらに平成 21 年度から 25 年度に整備予定である、運動施設、球技場、テニスコートのことです。詳細設計に伴う事業費の精査により、工事費が約 35 億円増

加する見込みでございます。

残りは、これらに加えて、これまで投資した費用、年4%の社会的割引率で現在価値化した増加分によるものでございます。

次に環境価値が11億円減少したことでございます。

環境価値については、緑地面積を基準に算出されるものですが、前回評価時に緑地面積を広場面積と取り違えておりまして、本来、23.7haとすべき所を32.1haで誤って算出しておりました。

前回、評価時の正しい環境価値は、121億400万となります。従って、今回評価時の環境価値は128億5700万円でありますので、正しくは7億5300万円の増加になります。

以上です。

小林委員長：よくわからないところがありますが。

B/Cの話の前に、この総工費の話が、今日は長野委員がいないんだけど、これはやっぱり半端じゃない話ですね。118億円建設費が当初から上がってきている理由だけでも、幾つか書いてありますが、これも詳細でやりますかね。

お金の話でいくと、確かにこの緊縮財政の折から、こういうことをあまりやらしてもらっちゃ困るという県民の率直な気持ちを詳細審議でやりましょう。

何か全体を通して、前回、私達をお願いした質問に対してのご回答をいただきましたが、各委員から、何かご発言ございますか。

(3) 詳細審議地区以外の地区に係る委員会意見の決定について

小林委員長：もし、ご発言がなければ、ここで改めてお諮り事というか、諮らなければならぬことなんですけど、もう1度、先ほどの委員長私案、3枚綴りのペーパーを出していただきたいと思います。

2ページから3ページにわたって18事業の審議を行いました。それで、本日、結審、結論を出したいと思いますが、ただ今からもう1度確認しますけども、申し上げる次の8つの事業を除き、次の8つというのは、即ち5、8、10、11、12、15、裏のページにいて17、18を除きまして、10の事業については、県の対応方針、右側に継続とかずっと書いてありますけど、その通り認めるということで本委員会の結論にしたいと思うんですが、如何でしょうか。

はい、どうぞ。

岡田委員：委員長からたまたまこの提案の前の所で出されたんですが、要するに公共事業に対して、こういう緊縮財政の中で県民の意向を反映した議論をしたいと、こういうお話をされましたですね。そこに係って、大体もう出ているかなというふうに思っているんですが、23年度の県における公共事業、公共の予算額というのは、大体、凡そ見込めているのかどうか。そのことは、前年度ないしは最近10年間に照らしてみても、一体どうなんだというあたりの大きな数字の所もちょっと欲しいなという気がいたしますね。

これ自体は、これまでもある方法論に従って、私共は、やはり継続やむなし、むしろ、積極的にやって欲しいということではなくて、こういう基準を設けていったら、やっぱりやった方が県民の合意というものが得られやすいだろうという、ある意味では消極的とも、あるいはゼロベースというか、そんなところで基準というのは設けられたというふうに思っているんですが、やはり昨年9月の政権の交代、そして、新成長戦略における、これは11日でしたか、出されておりますように、まさにコンクリートから人へという、これが明確化し、公共事業そのものとしては、やっぱり2割からそれを上回る額について、違う所に振り向けるんだということが明確化しておりますよね。こういう中で、やっぱりこれを我々判断しなきゃいけないということもあって、そうすると、大きな所の数字もやはり欲しいと思います。

小林委員長：そのへん、如何ですか。分かっているんですか、県の中身。どんなふうな議論になっているのでしょうか。

いわゆる、この部分に来年度はアバウトですよ、アバウト。このぐらいの金が、予算が考えられていて、それは、直近5年なら直近5年の中でどんどんどんどん新しい政治の流れの中に連動してこうなっているのかとか。

事務局：来年度のことですか。

小林委員長：では、質問を変えますけど。

次年度の議会に県の方から提示しますよね。その時の次年度の予算編成の積算をする時は、この公共事業の積算の仕方というのは、こういう継続とかというのが始めに単品で、例えば、ナンバリングでいうと1番とか2番とか5番とかが採択された、継続となっていくでしょう。そういうのをトータルして、それで持って来年度の公共事業の予算という形で提案するんですか。それとも、全体の枠の中で仕分けていって、このぐらいしかこっちの方の部分には、公共事業と言われているカテゴリーの中には予算が振り分けられませんよ、というふうに、そっちから来て、それで落とすものを切っていくという、どっちなんですか、青森県のやり方としては。

事務局：最初、県の方でもいろいろ考えるんですが、最終的には、国の予算がどういふふうにつくのかということが年末まで分かりません。それで、その年末の政府予算に基づいて、また積算をして組み直すんですけども、今度は、箇所がどの箇所にどう付いているのか分からないということもありますので、結構、ギリギリまでずっといかないと、最終的には分からないという。多分、そんな感じで公共事業の場合はなっていると思います。

小林委員長：例えば、今、民主党内閣は、ダムの話、一生懸命頑張っているというか、やっているじゃないですか。だけど、それはそれで、国がそういうことをやっているけど、青森県は県として、やっぱり限られた中でやっていくためには、国が、国交省がこうこう言ってきたり、県独自でこういうふうなことを考えながら、主体性を持ってこういうふうに議会に諮るんだとか、そういう何らかの姿勢というか、そういうものは、たまた

ま今、ダムのお話をしているけども、農林でもいいんですけども、皆、そういうのは独自に持って動いているのかな。そのへんちょっと、私達、分かりませんが。課長さん、それぞれの担当課、企画政策部さん、どうぞ。

北山企画政策部長：私が知る限りの部分は、新幹線の部分は私知っていますので、その部分ですとこういうふうになります。

まず、国の方で大体恐らく12月の20日あたりぐらいに原案が出ます。そして、その中で、新幹線、それは東北新幹線とか北海道新幹線とか北陸とか九州とか、トータルで幾らかとやるんですね。国でいくらお金を出すかと。それに青森県とかそれぞれの地域の負担が伴うのですが、まず総額として出ます。総額として出た後に今度はさらにちょっと時期がずれてきて、それぞれの、例えば東北新幹線にはいくらと。そういうふうな出方をします。これは、新幹線の場合の例です。

従って、これを例えば、今、県土整備部とか、いわゆる土木とか、農林の場合も箇所づけみたいなことがありますので、ちょっとそのへん、少し大まかに、もし言えれば土木、農林の方で予算の所を言っていただければなと思うんですが、どうでしょうか。

岡田委員

あまり混乱させる気は全然なくて、要するに県民の意志を明確化させると。国の予算ないしは国庫がついた上で上乗せみたいな形で、ある役割分担で県も、あるいは市町村も応分の負担をしますよという作りになっているわけですから、国が出さないと言ったら、これは出来ないわけですよ、明確に。明確に出来ないんですよ。だから、ここで全部継続ということをお我々が出す前提は、既存のお金の振り方がその通りくるよ、ということをお前提にするわけですけど、そこがまさに不確実という、経済の最も重要な所に関わるわけですよ。

そうすると、継続というふうにはポーンと出して終わりにするのか、継続、既存のお金を持ってきた場合は継続だと。しかし、そうじゃない場合には、じゃどうするかということまで、この委員会としても、県民意志としてあった方がよくはないかということ、もし継続が全部というよりは、ある事態が起こった場合には、序列がついた方がよくはないかとか、そんなことまで、この委員会として考えておく必要はないのかということ、です。

小林委員長：分かりました。発言の主旨は分かりました。非常に難しい話です。はい、どうぞ。

河川砂防課：よろしいですか、委員長。

先ほど、ダムについてのご発言がありましたのでお答えします。

国がやる直轄ダムもございませう。今回あがっております大和沢ダムというのは、補助ダムと称するものでございませう。今、県では補助ダムは、3ヶ所やっております。1つが駒込ダム、それから奥戸ダム、それから今回あがっております大和沢ダムと。これについては、当然、県の意志を持ってまず決めるといいませうか、やるわけございませう。

しかしながら、当然、補助事業でやらないとならないということでございますので、それにつきましては、国の方に要望するという形で補助金事業としてやるという流れでございます。

先ほどからコンクリートから人へというような話の中で、大型のダムについては、いろいろ検証するとか、というような話題があります。それについては、それはそれで補助事業として進める場合の課題でございますので、それについては当然、要望して参るところでございます。

たまたま今回の大和沢ダムにつきましては、県の方針という形で整理していきたいと考えております。

以上でございます。

小林委員長：それはそうだけでも。

今の岡田委員のご提案で各委員の意見が聞きたいと思うんですが、私達、この審議会の任務として、今日、ここでこの継続ということで如何ですかと。詳細はこれからやりますけど、詳細でない、私の今のお諮りは、10は原案、県の対応方針の通りでよろしいですか、というお諮りに対して、そういう突っぱねた言い方ではなくて、その後、もし補助金が見つからないということになった時に、順番をどうするかというところまで頭に入れながらやらなくていいのかという、そういう先生の考え。長谷川先生、どうですか。

長谷川委員：そういう背景を理解しながら審議を進めるということは必要かとは思いますが、私共がこの公共事業再評価等の委員会としての役割といたしますか、それは基本的にはこの要綱にある通り、事業採択後一定期間を経過した事業に対して、私達が問い掛けられていることに対して妥当性を判断する。それは、個々の事業として判断するという事で、全体のキャパシティがどのくらいあるから、それに対してどういうふうな反応をとというようなことについては、私達の役割としては、難しいんじゃないかと、私は思いますけど。

ですから、1つの、それぞれの事業の必要性なり、そういうものに対して、今、進められてきたことに対して改善すべき点があれば意見を述べていくものの、継続か、それから中止など、そういうふうなことについての一定の判断をまずはした上で、この委員会の意見を受けて、行政の方が最終的に判断していくというふうなことの受け止めをしていただくことが適切のように私は思いますけど。

岡田委員：私はやっぱり、地域分権、地域主権を国民全体の声として、そういう国民が選んだ政府が今、そういう方向性を取ろうとしているわけですね。そういう中で、我々の公共事業の評価というの、やっぱりきちんと、要するに軸が、位相が変わるわけですからね。そういう中でやらないと、何のためにやっているんだという話になりますし、国の事業の評価委員会なんか全部そうですね。やっぱり、政策評価・独立行政法人評価委員会みたいな所がズバツと出すと、それでやっぱり評価せざるを得ませんし、今の予算の話でいくと、財務省うんぬんではなくて、国家戦略室の意志というのは、物

凄く大きく出てきますよね。そういうことを含めて、やっぱり、ただ単に県がほぼこれまででのやり方で踏襲して、我々のやり方もその中に乗っけてきて、大体いいだろうというので、ただそれだけで本当に良いのかというのは強く感じますね。

小林委員長：ほかの委員の方々、今の議論、如何ですか。

武山委員、どうぞ。

武山委員：岡田委員が言われることは、非常に重要なと思うんですが、我々が扱っている部分以外に再評価にかかっていないものがあるって、あとは県の県民のことを考えると全然事業化できてないけども、むしろこっちをやるべきとか、そういうものもあるかと思うんです。

そういう意味で、僕らが今扱っているのが県の事業の中でどの程度占めているかというのは、まず把握したいなという気はしますけども、これ以外でもっと再評価にかからないけども、あれはやめた方が良いとか、全然事業化できていないけども、あれをやれみたいな話までもってくると、ちょっと手に負いかねるのかなという気はありますので、そういう意味でいうと、長谷川委員の意見に近いのかなと。

小林委員長：私も、委員長じゃなくてですよ。小林個人、一人の一員としての考えは、どっちかといえば長谷川さんの考えですね。というのは、例えばこれ、道路課が一杯あるからサンプルとして道路の話をしませんが、道路の総予算、公共事業としてやるやつが、仕分けか何かに入ってカットされたら出来ないわけですよ。その時に、その出来ない内容がこの3番を駄目にするのか、5番を駄目にするのかというのは、こっちが考えることですよ。こっちがというのは、我々が今、一生懸命意見を言っているでしょう。それを入れてもらって判断するというのを前提に我々は喋っているわけですから。そこから先のあの事業を止めにして、この事業を採択するという、今、岡田委員の言い方は、例えば、道路事業で3番から11番までありますね。その中のプライオリティを付けることまでやらなくていいのかって、端的に言えばそういうことですよ。それは、我々には無理だと思いますよ。そこは。

だから、1つ1つ、個別個別に議論をして、詳細でないにしても、詳細に選ばれなかった所についても、さっきいろいろ質問をしているわけですから、いわゆるチェックが入ったわけですよ、審議委員として。そしたら、それを担当課の道路課の方は頭に入れながら、もし金がこのぐらいしか来なかった場合にはどうするかという判断は、それは向こうにやってもらうしかないんじゃないですか。

岡田委員：箇所づけされて、予算がくる場合はその通りだと思います。しかし、大枠できた場合には、決してそうではないんですよ。

小林委員長：総論の話ですか。

岡田委員：我々は、あくまでも個別の事案ごとに良いかどうかということをやっているわけですから。

小林委員長：どうぞ。

道路課：ちょっと道路課の例が出たので。今の予算と箇所付けの話ですが。

現実問題として、確かに今年度の予算を我々が必要としている予算の国の内示が7割とか8割とか、かなり減らされていることは事実です。ただ、今回、この審議していただく箇所については、我々、道路課としても、非常に優先度が高いものが現実にあがっているわけで、それを継続したいというふうにあげていますので、例えば、来年度も今年度の予算の8割がきたとしても、道路課の抱えている事業というのは、これの何倍、10倍とか20倍とか、かなりの箇所がありますので、その箇所間で調整して、今回審議いただいている箇所は何としても予算をつけて継続するという意気込みであげていますので、例えば、道路事業を止めるとか、半分にするという話だと別ですけども。9割、8割という所であれば、これは優先して継続するという意気込みでやっていますので、プライオリティを付けるという所までは心配なさらなくてもいいのではないかという考えを持っています。

小林委員長：確かに、難しい問題が出てきているし、これはここにあげている公共事業というのは、土木と農林しかないわけだから、そのほかに一杯ありとあらゆるものが今、全部、まな板に乗せているわけだから。そういう全体の中の話であるということは、よく分かりますけどね。

だから、本委員会としては、やっぱり個別個別のことについての問題指摘をして、改善はこういう所をした方が良くということを出しているということで、それは担当課の、ここにあげている農林整備も含めて全部担当課の方でそれなりに重く受け止めいただいてやってくださいね、ということが前提にあるんだということを私達委員は承知の上でこういう議論をしているということていくしかないんじゃないですかね。

それでは、そんなことで、今の議論は非常に大切な、これは議事録に残るし、もしかしたらマスコミも非常に重要な新しい公共事業のあり方の議論も展開されたということに報道されてもいいと思うんですが、非常に重要な指摘もあったということも踏まえつつ、担当課におかれては、まず第一段の結論としては、詳細審議地区から外した10地区については、原案を承認いたします、というふうなお諮りでよろしいですか。

どうもありがとうございました。

それではちょっとお休みをいただいて、その後、詳細審議をさせていただきたいと思えます。それでは10分ぐらいお休みをください。

(休憩)

(4) 詳細審議地区に係る審議について

小林委員長：よろしいですか。

それでは、再開しましょう。

詳細審議に入りたいと思います。

先ほど来、再三申し上げていますように、道路課の5番、8番、10番、11番のこの4地区がどうして詳細審議して、もうちょっと意見交換した方が良くないかなということは、いずれも進捗率が7割切っているわけですね。それに特に10番の新郷村については、今年度は予算保留になった道路事業でございますよね。道路課、すいませんが、まず、もう1回、個別調書を見ながら聞きますけど、もう1回、一通り、今のこの4道路事業が何故進捗率が低いのか、7割切っているのかということ、ポイントポイントを説明していただけますか。

道路課：そうしましたら、整理番号5番なんですけど、五所川原岩木線の掛落林地区になりますけども、13年度着手になっておりますが、用地買収を16年から始めまして、用地買収完了が19年度になっております。もう1点が、工事に関してですが、当該箇所は軟弱地盤となっております、対策工事といたしまして、時間をかけて沈下促進、地盤強化をするプレロード盛土工法という工法で実施しております、そういう時間の掛かる工法を採用しているということが進捗率の低さに繋がっているかと思われまして。

小林委員長：8番、どうぞ。

道路課：8番目のむつ恐山公園大畑線になりますが、この事業は、県単独事業で進めてきております。平成13年度に着手してきましたが、どうしても県単独事業ですと、事業の予算を単年度あたり多く盛り難いということで、現在までペースダウンということで進んできておりますが、22年度から事業費をアップいたしまして、さらに23年度の事業予定、これはあくまでも予定でございますが、先般、国の方に来年度の事業の要望という形で補助事業に移りたいということで要望してきた経緯、状況でございます。どうしても、県単独ですとなかなかスピードアップが図れなかったと。

小林委員長：その要望、通ったんですか。補助事業になったんですか。

道路課：いや、今、要望してきたという段階です。

小林委員長：今やっているということね。

道路課：そうですね。先ほどの話にも出ましたけども、年末以降ということになるかと思えます。

次が10番になります。

小林委員長：10番、これは今年中止というか、予算保留ですよね。

道路課：そうですね。

この10番の柘棚手倉橋線の工区につきましては、15年度から事業休止という状況になっております。平成13年度に着手したんですが、15年度から県財政の縮小という、土木事業、道路事業の縮小ということで保留工区が数多く出ましたけども、この事業については、22年度、現在まで保留状況ということで、この事業につきましても、県単独で執行している状況ということでございます。

小林委員長：それからもう1つ、11番は。

道路課：11番の大沢内停車場線になりますが、この工区につきましても、県単独で実施

している事業でございます。先ほどの工区と同じように、15年度から休止しておりましたが、ここにつきましては、21年度に保留を解除いたしまして、21年度から事業を再開している状況ですが、過去に休止していた分につきましては、どうしても進捗が遅れているという状況となっております。

以上でございます。

小林委員長：ありがとうございました。

県単で予算がないから手を付けられなかったということで、10番も11番も15年から今日までずっと止まっていたということで、それが今、21年度なり20何年度に予算がついて復活すると。それはどういうことなんですか。地元の陳情が凄く熱いとか。何か、ずっと県単でお金につけられないから止めていたというのは、ほかにも何か所もあるわけでしょう。どうぞ、課長。

道路課：補足しますが、県単だから押しなべて全てが予算が付けられなくて遅れているかということ、そういうことではなくて、特に何番でしたか。以前、保留にかかっていた箇所が2か所ありますので、その保留していたというのは15年度以降、県財政が逼迫したということで、取り敢えず保留ということで予算をずっと付けていなかったということが、進捗率の低下に繋がっているということをご理解願いたい。

小林委員長：それが復活するというか、動き出したという理由は何ですか。

道路課：それは、ほかの県単でやっている工区がある程度終わったり、予算的な余裕が出来てきたので、以前の計画をもう1回再開して、復活しようということで保留を解除するということです。

小林委員長：そうすると、単純な素朴な疑問として、例えば、15年度からこれを見てみると13年に始まったということですが、すぐに保留になってお金が動かなかったということ、現場はそのままの状況になっているわけですよね。その時に、地域住民に対する利便性というか、必要性があって訴えてきて県は採択しているわけだけでも、それが着手出来ないということによる不満というか、そういうあたりはどういうふうに把握しているんですか。

道路課：保留の工区ということを考える時には、まず、現場に着手していないというようなことがまず保留工区の選定ということをまず第一に考えております。

小林委員長：手付かずだから保留しやすいということですね。

道路課：そうですね。用地の買収がまだ進んでいないとか、調査だけしていたとか。そういうような工区をまず順位的に保留工区にしていったということでございます。

小林委員長：どうぞ、課長。

道路課：補足いたしますが、むつ恐山公園大畑線ですが、これは、保留がかかっていなかったんですが、委員ご指摘の環境に非常に配慮しなきゃならないということで、今、調査を進めたり、国有林の関係の手続き等を進めて、どんな工法が良いかということを検討している期間なので、それに時間を要したということで進捗率として数字が進んで

いないという面もございます。

小林委員長：それは、例えば、何番がそれですか。

各論で5番は分かりました。5番はよくある、路線事業の時には用地買収が遅れているからということで動かなかったというんでしょう。それから、着工してみた所に軟弱地盤だったから、急いでやると困るということで、時間を掛けながらという工法ですよ。5番は分かりました。

路線に土木工事をすることによって、環境への影響が心配だという事業は何番ですか。
道路課：8番です。

小林委員長：8番。

道路課：県単で財源がないというのと、環境に配慮するべくいろんな検討、調査をしたということです。

小林委員長：これは、むつの恐山に行く所ですね。

道路課：大畑から薬研に行く。

小林委員長：大畑から薬研を通るあの道路ですね。なるほど。自然度の高い所ですね。

道路課：あと10番、11番は先ほどお話したように、保留している、予算が全然付かない保留区間があったので、数字としては進捗率が低くなっているということです。

小林委員長：なるほど。

そうすると、10番の新郷村のものについては、22年度に保留したんじゃなくて、15年からの保留が、そのまま22年度も保留になっているということですよね。それでも、行政用語では継続と言うんだ。継続だけど何にもしていないんだ。

どうぞ、私ばかり、私の聞きたいことを先に失礼しました。どうぞ、各委員、この道路事業、5番、8番、10番、11番あたりのことについて、詳細にいろいろ。

松富委員、どうぞ。

松富委員：ちょっと難しい質問になるかもしれませんが。もし、答えがあったら教えてください。と思います。

10番、11番を見ますと、進捗率が21%とか38%で、たかだか、例えば11番ですと、全予算が1億5千万円ですか。そのくらいですね。それに比べて、今、対象にはなっていないんですが、例えば、4番なんかを見ますと年次進行が105%。100億ぐらいの105%ですから、多分、5億円ぐらい先に投資しているという形になっているかと思うんですね。全体工事が90%いっていますので、そういう計算でもいいかと思うんですが。

その時、当然、この105%の中に県費が入っているわけですね。何故、こちらには余分にかというか、早めに投資して、10番、11番というのは遅いのかということについてお聞きします。

小林委員長：これは国庫補助だからですよ。

松富委員：国庫補助ですか。

小林委員長：発想が逆ですよ。そっちが付いたから、県費をそっちに盛ったんですよ。県単でやっている仕事というのは、国はゼロですから、県の金が動かなかったら工事はストップですよ。どうぞ、道路課長。

道路課：やっぱり、その路線の性格というのもございますし、八戸環状線という、八戸市内の外環状なんですけど、いろんな街路事業とか、道路事業とか入れながら、大きな計画の中で進んでいる事業は非常に事業として優先されると。それから、国の補助も受けてやっているということで、そういう道路の性格、それから事業を補助でやっているということで優先的に事業費を投入しているということですし、今の話、10番でしたか、10番は路線として交通量とか、路線の性格上、やっぱり優先度は落ちるということで、優先度をつけながら事業費を配分しているということなんです。

松富委員：優先度ですね。分かりました。

例えば、先ほど、これは問題になっておりませんが、4番で105%ということですが、これはやっぱり国の予算を消化するためには、やっぱり多めに、早めに投資しないといけないという状況であったと、そういうふうな解釈でよろしいんですか。

道路課：予算の消化というよりは、必要、その年度に必要なものを要求して投入しているということですね。

松富委員：分かりました。

小林委員長：ほかに如何ですか。藤田委員、どうぞ。

藤田委員：それでは、むつの道路についてお伺いします。

小林委員長：8番ですね。

藤田委員：8番です。

これで今まで環境の配慮をしてこられたということなので、先ほどの資料集ですね。平成22年度公共事業再評価の資料集の31から33ページにおいて、具体的にどのようにやられていたのか、ちょっとここだけ教えていただけると、ほかのことも大体分かりやすいので、これを代表にしてやっていただくと有り難いのですが。

道路課：それでは、チェックシートに則ってご説明したいと思います。

まず最初の農林地等の緑地や植栽の改変に係る環境配慮項目でございますが、ここには6ヶ所ございますが、今、チェックがなされた項目というのは、最初の改変計画地内に生育する稀少種やうんぬんという項目がチェックされております。ここには、サルメソエビネが生息しております、これを移植という対応を取っております。

同じ項目で、残存緑地や樹木樹林などの周辺の植生の保全と確保に配慮するというところで、表土を活用しました在来種による植生を考えております。

次の地形や地盤の改変に係る環境配慮という項目がございますが、ここにつきましては、地形の改変にあたっては、自然地形を生かすように工夫し、できるだけ改変規模の低減に努めるという項目がございますが、ここにチェックが入っております。

また、その次の地形の改変にあたってはも表土の保全と活用に配慮して、表土の一時貯

留と保育、計画地内での公園や緑地などの植栽空間の活用に努めるという項目がございますが、これも先ほどの表土を活用した在来種による植生ということを考慮することにしております。

表土の流出防止や土砂災害防止のため、雪解け時期や豪雨、長雨の時期における地形改変や表土の露出放置などは、できるだけ避けるという項目で、これはそういう時期の施工を避けるという施工計画を立てております。

また、その次の(3)番の水系や水辺の変更に係る環境配慮の項目につきましては、瀬や淵、落水、河川敷など、多様な河川環境を持つ水環境の再生や創出に努め、魚類などの野生生物の生育・生育環境の保全と創造に努めるということで、一部、河川護岸を施工することとしておりますが、これには多自然型の護岸を施工することとしております。

それから、チェックが入っている項目は、(5)番の敷地整備段階での重機の使用に関する環境配慮ということで、野生植生の伐採、地形や地盤の改変などを行う場合の重機の使用に伴います排ガスや騒音、振動が周辺の生活環境や野生生物の生育環境に及ぼす影響の防止に努めるということで、低騒音の重機等を使用することとしております。

6番の土砂等の搬出・搬入に係る環境配慮ということで、土地の改変などを行う場合は、地域内から地域外への土砂の搬出入の抑制に努めるということで、切土が発生、どうしても発生しますので、その際は搬出の際の運搬状況とか、そういうものの施工計画を立てて長雨とか、そういう時期に搬出しないという工法も考えて、施工計画も考えております。

搬入する土砂などに含まれる土壤汚染物質の有無を確認することで、改変地域及び周辺地域の地下水や土壤への影響の防止に努めるということで、他から搬入する、現場に搬入する際には、そのへんを気をつけて搬入をするということにしております。

7番の廃棄物処理等への配慮。地形改変等に伴って発生する抜根などは適正に処理するというので、最終処分場に処理するというようにしております。

それから、建物等の設置、建築・建設段階での環境配慮のうちの道路の歩車道、雨水排水路の設置に係る環境配慮ということで、道路などの整備に伴う野生生物の繁殖地と生息地との移動空間の分断を避けるように配慮し、適切な移動空間の確保と創出に努めるということです。ここには、クマカタの生息が確認されております。営巣木の確認はされておられません。

このようなことから、施工時にはその対応が必要になることと考えております。

チェックが入っている所は以上でございます。

小林委員長：どうぞ。今言っている意味が分かりますか。このチェック表というのがありまして、これを担当課が手元に置いてチェックした所を個別調書の(5)番の「評価に当たり特に配慮すべき点」の中に黒丸が付いているじゃないですか。これが、この地区の場合だと、7つにやったということで、トータルして配慮しているという所に丸を

付けているという、そういう形で調書ができているという説明ですね。そうやってずっと、この委員会をやってきたということです。

藤田委員：それで、例えば、今のご説明で、(6)の「土砂等の搬出・搬入に係る環境配慮」という所で、3つありますよね、チェック項目が。そのうちの1番目と3番目はチェックしたと言われたんですが、私は2番目が結構、「表土や植物を他地域へ搬出する場合、搬入地での生態系の影響に十分配慮する」というのも重要かと思います。そういうのを除いて、1番目と3番目だけを丸にするとか、チェックしたということとか、それから、最初のほうで、(1)の「農林地等の緑地や植生の改変に係る環境配慮」というところで、「残存緑地や樹木・樹林などの周縁の植生の保全と確保に配慮する」といった時に、在来種という表現をされたんですが、私はやっぱりヒバ、ヒノキアスナロですね、そのへんについてのきちんとしたものを書いた方が良いのかな、言われた方が良いのかなと思いました。

(2)も、在来種というような表現でしたけども、(2)の2番目のチェックですね。その時も在来種というようなことでしたけども。特にあそこは、ヒバをメインにしたレクリエーション、要は遊歩道がありますから、そのへんの機能をどうやって確保していくかということが重要かと思います。その辺が、取りたててやっていたらしゃるのかどうか分からなかったんですが。

小林委員長：分かるような書き方にはなっていないですね。調書の記載の仕方がね。

このチェックする人は誰がやっているんですか。

道路課：道路課とそれから現地の事務所の担当者と連絡しながら、この調書を作っております。

小林委員長：そういう時に、例えば、ああいうふうに自然度の非常に高い恐山、大畑、あのへんのことなんかでいうと、青森市内に道路を造る話とは違うんだから、ちょっと専門家に意見を聞いてみようかとかいう、そういうアクションはないんですか。

道路課：そうですね、今、樹木の関係につきましては、今のこの工区につきましては、現道を生かしながら拡幅するということと、一部、河川の方が護岸の部分もございしますが、そういうことで必要最小限の樹木の伐採ということが出てきますが、それは、いわゆる避けようがないといいますが、必要最小限の拡幅ですので、その部分の樹木は伐採させていただくということになります。

また、先ほど、少しお話させていただきましたけども、サルメンエビネという稀少種が、たまたまといいますが、この現場で現地調査の時に発見されたわけですが。これにつきましては、いわゆる地主さんであります国有林管理者の事務所の方。それから、私共の方のコンサルと森林管理署の方でいろいろ連絡を取らせていただきまして、移設場所とか、そういうことを協議させていただきまして、それを移植しているというようなことも行っております。

小林委員長：今のあなたのご発言の中にコンサルって出てきましたけど、これは当初の

計画の段階でコンサルを入れているのですか。

道路課：当初の計画といいますか、道路設計とは別に現地の環境対策ということで植物とクマタカ的环境調査をしております。

小林委員長：それは、道路課でやっているんですか。この計画が出た段階で。

道路課：道路課ではなくて、現地の方の事務所が発注して、道路課も一緒になってそういうことを行っております。

小林委員長：そうですか。そうすると、私の認識不足でした。今まで道路課が青森県のように、山というか、自然度の高い所で路線工事をする時は、原則論として、専門のコンサルが何かに当初の段階で何か注意することはないかとか、動物、植物含めて、そういう相談をするというのが、道路課の基本的スタンスなのか、課長、どうでしょうか。

青森市内なんかはどうでもいいんですよ。下北とか津軽半島とか、八甲田とか。

道路課：道路計画をする時は、当然、現地踏査から入りますので、現地踏査というのは、やはり我々も基礎的な所もやるし、コンサルは必ず入ります。その中で例えば、貴重植物ですとか、環境に配慮しなければならないといった場合には、環境に強いコンサルタントを入れたり、あるいは専門家の意見が必要であれば、専門家、地元の先生とか、今回もクマタカが出てきましたので、地元の教員の方で野鳥に詳しい先生の意見を聞いたりしています。外部の人からも意見を聞く、あるいはコンサルの詳しい方から聞くということで進めているところです。

小林委員長：だそうです、藤田委員。専門家として、そういうことだそうですから。

藤田委員：分かりました。

小林委員長：東委員、どうぞ。

東委員：コンサルが入って調査されたということですが、この規模ですと、おそらく義務ではないと思うんですが、どの程度の調査をされたのかということをお伺いしたいと思います。調査されて、たまたま稀少種が見付かったと。クマタカの場合は、多分、新聞報道からきていると思うんですが。調査はやはり、やればやるほどいろんなものが出てくるので、これは、どこまでやるかという問題はあると思うんですが、踏査でどの程度出てくるか。これは、技術力も関係するんですけども。今回の場合、どの程度やられたのかということを確認させてください。

小林委員長：この現場では如何だったんですか。

道路課：今の段階で、どの程度までという資料は、ちょっと持ち合わせていません。

東委員：面積的には、大した面積は必要ないと思うんですね。ですから、例えば、何日間、何シーズンやったかとか。そのぐらいのことで結構だと思いますが。

道路課：私、事務所にいた時にクマタカもやったんですが、クマタカについては、確か2、3年ほど続けて、何年かはちょっと忘れたんですが、複数年続けて営巣調査をして、継続して調査しております。その結果をもとに、施工する時にはクマタカの営巣範囲に影響がないような施工計画を立てましょうということで、それはまだ施工計画は出

来ていないんですが。基礎的な所は複数年継続して調査しています。

小林委員長：植生については、何か言えますか。

道路課：移植は終わっています。調査について、どの程度のものを何年かやったというのは、ちょっと今、手元にございませぬが。

東委員：植物の場合も動物も場合も、やはり季節性がどうしても関わってくるがあります。

それから、クマタカの場合、これは多分、初めて発見されたのは2年前だと思うんですが、繁殖期じゃない時期に発見されたと思うんですね。そうすると、繁殖期にきちんと調査されているかどうかというのが判断の材料になりますので、そのへんの情報が提示されると、より判断の時に困らないのではないかと思いますので、もし今後、こういうことがありましたら、そういう情報を整理されるということと、今回のことも帰られたら多分、分かるということもあると思いますので、後ほど、教えていただければと思います。

道路課：分かりました。

藤田委員：ちょっと、今みたいな話が詳しくやると分かってくるんですが。ある程度、仕組みとして全体の時にははっきり出てきていただくといいんですが。

小林委員長：今の各委員の発言を聞きながら、Q & Aをやりながら、それを上手に当初の個別調書の「環境影響への配慮」の所に、先ほども言いましたけど、ちょっと事務局で来年度に向けての調書の表現の仕方の所に、今のようなことが特記事項か何かではっきり書かれるようなこととか、こういう所に気をつけて、ここに力点をおいて事前調査したんだよとか、そういうことがもうちょっと上手く表現されるよう、ちょっと工夫、検討してもらえませんか。そうすると、より審議するのに良い資料になると思いますね。

後ろの第三次環境計画のチェック表は、やっぱり相当改訂、改訂できているから、当初に比べると、ここまで相当進歩してきたとは思いますが、あとは担当の方がどのぐらい、そういう目でチェックに入っているかということだし、事務方として難しかったならば、専門家の意見をどう取り入れているのか、というあたりも見えるといいですよ、と思います。

はい、どうぞ。

岡田委員：基本的には、事業実施にあたって環境アセスをやる場合とやらない場合、そんなことですよ。世界の常識は計画をする時にアセスをもうやるという、こういう時代に入っていますよね。青森でいち早くやるとか、何かこの委員会から提案をするとか何とか、そういう方法論はないんですかね。

小林委員長：いつもやっているじゃないですか。この県の対応方針を承認したけど、付帯意見をつけてただ今のようなことを提言して、知事への答申に書くということが、我々の今までやってきた、それを今、提案しようと思ったんですけど。特に、こういう

路線事業とか、道路と河川の場合は、20年ぐらい掛かってやる仕事が多いので、その問題とかについてのことをちょっといろいろ意見を書くようなことも考えたら如何かなと。これは後でまとめてご提案申し上げますけど。最後に知事答申を書く時に。

あと、この5番、8番、10番、11番は、そういうことだそうでございます。

岡田委員：今日、ご説明いただきました15ページの所、5番目の課題の所ですが、この回答の資料、よろしいですかね。回答の主要な所はここにありますように、見通しが悪いカーブで交通安全上危険な、これを避けたいんだという、これが主要な理由になっていますよね。

ところが、調書は、実は必ずしもそうではなくて、調書の(5)評価に当たって考慮すべき点ですよ。この住民ニーズ、右側の住民の意見を見ますと、「見通しが悪いカーブがあるため」、これはいいんですけども、その次に書いてある所が大変気になるんですが。やっぱり、法律に基づいてこういうのを解消しろというふうになっているからやるんだみたいな、これが主要な内容ですよ、ここでは。これが本当に住民ニーズかということもあるんですが。

そして今度は、(3)対応方針の評価の所ですね。これは、むしろネットワークだとか、地域の交流連携強化という、こういういわば投資が最も上手に事業効果発現をするためにとか、やっぱり何と申しますか、住民が1番安全を確保するためにというのであれば、それはそれでズバツと貫いてもらおうし、そうすると、(3)の左側のページの費用対効果の所の便益の所で、そういう項目が本当は交通事故減少便益だとか、あるいは、これに代えるものみたいなことが少し出ていると、国の補助金がつくし、良いかなという気もするんですが。どちらかという、私は、やっぱり新郷村ですとか、先ほどの恐山ですとか、やはり、本当に道路を必要としたり、そこにある県としての投資効果、それが収益として具体的に回ってきて、経済の仕組みとしてきちんと自生的な展開が出来るという、まさに投資だという、そういう所につけて欲しいなということを強く感じているんですよ。

だから5番目が国の補助金がつくから、つけなきゃいけない、あるいは、法律でそうになっているからやるんだということより、県民ニーズ、県民ないしは地域のある経済の仕組みを出来るだけそれを投資として掴まえてスパンするような、そういう所につけて欲しいなという気持ちが強いということでございます。

小林委員長：道路課長、ありがとうございます、ですね。ご指摘。

道路課：ご指摘、ありがとうございました。

ただ、5番については、法律に指定されたからというのではなくて、やっぱり前後の道路を含めて急カーブの狭い所で改良が必要で、その前後の道路を含めた計画に基づいて立体交差化を図っているというところですので。やはり、県として、立体交差だけでなく、前後の道路に対する要望に対して投資効果があるということで事業化しているというところですので。ちょっと、噛み合わないですかね。

岡田委員：予算が右肩上がりの時は、私も「やりましょう」と、「いただきましょう」という発言をすると思います。だけど、物凄く、やっぱりスリム化せよと。重点化せよということを言われている時だけに、まさにこの地域の経済として投資であること、やっぱり次に収益にきちんとかえってきて、再投資が出来るんだという、こういう仕組みに地域、まさにこの主体の所を重点的にやると如何かなという感じが強いですよ。道路課：ご指摘のとおり、地域の方のためになるような社会資本整備ということで進めていきたいと思えます。

小林委員長：東委員、どうぞ。

東委員：教えていただきたいんですが。これは、空港道路に繋がる予定の道路ということですが、このB/Cの計算とか、評価に関して、その繋がったことは含まれているのか、いないのかだけ確認させてください。

道路課：今おっしゃいましたように、空港から津軽地域を横断的に連携する道路の一部としての箇所なんですけど、B/Cについては、この事業区間だけの便益費用を出して計算しております。

小林委員長：それは東さん、後ろの計算算定式がありますから、そのキ口数を見ると、空港のことを含めてB/Cはやっていませんね。

東委員：それによって交通量が増えるとか、そういうことは入っていないということでもいいんですね。

小林委員長：はい、松富委員、どうぞ。

松富委員：先ほどの質問と関連するんですが、先ほどのお話ですと、ある程度、県はこれが重要だ、これが重要でないというお考えはお持ちだというふうに理解してよろしいわけですね。この調書を見ますと、事業種別とあとは予定工期の若い順から順番に並べておりますが、今から言うことは、岡田委員の先ほど、休憩の前とのこととも関係しますけども。もし、この調書の並べる順番として、県が、事業種別は守った方が良く思いますが。そのある種別の中で、これを優先的に考えているという、優先順に書いていただくと、我々もちょっと見やすいかなと。だから、調書の書き方なんですけど、そういうことは可能なんでしょうか。それとも、年代が前後して見難いとか、そういうことになっちゃうんでしょうか。そのあたりをちょっと。

小林委員長：道路課、どうぞ。

道路課：この今回あがっている10でしたか、そこを優先順位をつけてあげるとするのは、非常に難しい。全て、県としてやりたい、やらなきゃならないということであげているので。例えば、予算が減った場合に、じゃ、優先順位はどうしますか？というのであれば分かるんですが。この数の中で優先順位をつけるというのは、非常に難しいですね。全て1番という感じになっちゃう。

事業の性格として、例えば、大きな事業、小さい事業という、そういう順番は出来ませんが。県として事業の優先というのは、ちょっとつけ難い所があるかと思えますが。

松富委員：今回は、例えば、県道改築事業といったら4個ですか。そして私が先ほど例に出させていただいた10番、11番というのが、地方何とか何とかと。この2つぐらいだったら、また4つぐらいだったら難しいかもしれませんが、今後、どのくらい出てくるか分かりませんが、少なくとも事業間を跨いでは、これが重要だから105%まで予算を使っているんだと。105%、進捗状況ですね。一方、物凄く遅れているんだと。その時にそういうふうに言われたんで、ある程度、お考えを持っているというふうに理解したんですけど。そうすると、我々がこれを見た時に、これは継続、これは中止、この順番。例えば、そういう優先度を考えた順番だというふうにすれば、判断しやすくなるのかなと思ひまして。

小林委員長：それは、検討してみてください。

もし、今のこの10、11、その前の詳細から外したけど9。9、10、11というのは、事業の種別が皆、地方特定道路ということになっているでしょう、カテゴリーがね。その中で順番を付けるということは、ちょっと検討してみたら如何ですかということですから、ちょっと検討してみてください。それがどういう意味を持つかというのは、それが出てきた所でまた、こういうデメリットがありましたよとか、これはとても難しく、やったらちょっとまずいですよとか、という話が見えればまたいいし。それは今後の検討課題ということで。

道路課：分かりました。表示の仕方を工夫してみます。

小林委員長：そうですね。

それでは、道路は終わります、続いて12番の河川砂防の大和沢の話でございます。先ほども資料に出ていましたけど、どうぞ、ご発言ください。

調書は12番です。

実は、ここは15年でしたか、どこかに書いてあったと思いますが、この委員会が現地入りしたのは15年ですね。15年に詳細審議地区に選ばれて、実際、現地に入ったんですね。当時の委員をやっておられた長谷川委員とか岡田委員は覚えてられると思うんですけど、あそこの現場でございます。

それで、今回、こういう状況でということは、もう説明受けましたけど、県としては、中止にしたいという提案、県の考えでございます。

その時に問題になるのは、先ほどの質問の中にも出ていたような項目でございますよね。それに対しては、先ほど見せてもらったような回答ですが、どうぞ、ご意見を。藤田委員、どうぞ。

藤田委員：それで、先ほども申し上げたんですが、河道の改修の方にダムを切り替えることによりまして、今、ダムは平成34年度に終わる計画だったわけですが、こちらの方は、いつごろ終わるのかということと、問題ないのかということです。その時期的なズレで、安全上、例えば、大幅に遅れるということがなければ結構だと思うんですが、そのへん、如何でしょうか。

小林委員長：先ほどのB / Cの考え方も含めて、どうぞ、担当、お答えください。

河川砂防課：河川改修に切り替わることによって工事が大幅に遅れるのではないかとというご指摘かと思うんですが。ダムを当初から計画した時も、河川改修プラスダムというふうなことで進めておりました、河川改修はいずれにしても実施するという予定になっておりました、ただ、この資料の中で河川改修とダムの合併でやるという計画については、当面は河川改修を実施すると。将来的には、その上流部に造るであろう、貯留施設も検討していくということなんですが。そのダムと河川改修の単純な工程の比較というのは、今の時点ではちょっと出来かねます。

というのは、当初もダムをやって、さらに河川改修というふうな計画でございましたので、単純な比較はちょっと出来ないのではないかと考えておりますが。

小林委員長：新しく委員になられた方々もいるので、ちょっと復習しながら今の話をやっていきたいと思いますが。

この分厚い個別調書の後ろの方にある資料が役立つんですが、よろしいですか、ページ。12番の所を開いていただきますと、最初にフォーマットに従っての再評価調書というのがありますね。それをずっと飛ばしてもらって、後ろに説明資料があります。まずB / Cの話が出ておまして、それが1ページに出ています。これはこれでお金の計算の話でこういうふうな形で計算しますよということで、これはいいと思うんです。

それから次の2ページが、私達が当時の、平成15年に審議会が現地を見た、こういうふうに山の中にダムを造る計画ですよという所で、ここにダムを造っちゃうと、環境問題ということが出てきたわけです。

3ページが、この所にダムを造って、そして洪水・氾濫がこのように防げますよという形でピンクで染めている所です。

4ページが、その時の当時のダムの構造図、断面図ですね。

問題は5ページなんですが、その時に私共の委員会で付帯意見というものを知事に出したんですね。それはどういう文言かということ、「ダム建設の可否を判断できるように、環境用水の補給と利用のための調査・検討」、これが1つのテーマです。

それから、「絶滅危惧種などを含む自然環境調査」、これが2つ目。

それから、「流域住民の生産環境と生活への影響調査」、これが3つ目。

というふうなことをやってくださいねと。そして、その時期がきたら委員会にかけてくださいというので、今日、掛かってますが、その間、いろんな事情、変化がありまして、担当課の方から推進ではなくて中止したいということで、今回、審議となっているわけでございます。

それについて、ずっと16年度から21年度にかけていろんな調査をしてきましたということで、この間、詳しく説明を受けたところでございます。

それに対して、先ほどのQ & Aの回答の中で、21ページに特に地域住民のことをどう思うかということに対して、参加者が7名とか、私もこれを見てびっくりしたんですけ

ど。あれだけいろんなことを言っていた方々がいたのに、あれから何年も経つと7人とか10人とか、そんなものなのかなと思っているんですよ。

それで、これは、おそらく担当課の河川砂防課の方では、一生懸命努力しながら、自然環境調査のトンボとかハヤとか、そんな話も含めて、それから11ページには、大雨が降っていっぱい浸水した話とか、それに対して、河道を改修して拡幅するんだよという話とか。

一番最後はちょっと住民団体の名前は忘れましたが、熱心な方々がこの川を綺麗、綺麗にというのは、要するに住民が親しみやすい川にしようということで、こんなふうに断面を、3面張りをこういうふうに変えていったとかやっているんですけど、その割には、参加者が少ないし、これはどういうふうにかえたらいいのかなと気になるんですけど。

どうぞ、東委員

東委員：すみません、私も現役住民なんですけど、参加していません。

ちょっとお伺いしたいのは、50年の水害の後に、これは弘前市内あちこちで溢れた時だと思えますが、その後、改修をかなりされていると思います。現状の流下能力がどのくらいあるのかということと、それから、計画流量をかなり大きくとっていると思うんですが、これは、どのくらいの確率で計算されているのか。それから183トンも含めて、183トン自体が100年確率ぐらいたとすれば、320というのは、かなり余裕をもった計画かなとも思いますし、具体的な計算のされ方がどうであったのか。

それから、治水として河道内に全部押さえ込みという計画でこれを出されているのか。住居等がある所は河道内で、りんご畑がある所は少し遊水地的にも利用するのか。岩木川なんかはそうしていると思うんですが。そのへんの考え方を教えていただいた上で、この数字を見たいんですが。お答えいただけますでしょうか。

小林委員長：どうぞ、担当の方で。

河川砂防課：今、東先生のご質問ですが、現況の流下能力の点について、まずお答えいたします。

資料の方に回答書の方の次のページに緑の川に沿って緑の線が入っておりますが、この部分が計画に満たない箇所です。その箇所が新狼ノ森橋下流が約500mに渡って流下能力が不足しております。これは、計画流量が320トンになっておりますが、ここは約毎秒100トンから220トンくらいしかございません。

それから、上流の新狼ノ森橋から中泊沢合流点間、これは約930mほど足りないんですが、この区間は、計画では300トンとなっておりますが、ここについては、毎秒大体160トンくらいしかございません。

それから、中泊沢合流点から尾神橋間、これは約1,600mに渡る区間でちょっと流下能力が不足するんですが、ここについては、140トンの計画に対して、約130トンぐらいの現況の流下能力という現況でございます。

それから、先ほど、昭和 50 年の 180 トンが 100 年確率というお話でございましたが、現実に 180 トンというのは、上流側で溢れておりますので、その溢れて残りの流量が流れてきて、180 トンになっておりますので、このへんは確率的には 100 年ということではございません。もっとずっと下がった規模だと、そういうふうに理解しております。

そして、この大和沢川のダム計画では、当初、40 分の 1 というふうな、40 年確率の計画で進めておりました。今、ダムを止めることによって河川改修を進める、その規模というのは、本川平川の同じような規模であって、なおかつ、県内と同じような河川の規模の所と同じような計画規模ということで 320 トンというものを決めております。よろしいでしょうか。

東委員：40 年確率が 320 トンということですか。

河川砂防課：40 年確率では 370 トンになります。ダムでカットするのが 50 トン。それで河道が受け持つ量が 320 トンということになります。

東委員：40 年確率が 370 トン、これは、合流点の量ということですね。

河川砂防課：そうです。

東委員：そうすると、現状の河道では全然足りなくて、320 まで拡幅しないと溢れると。これはでも、ダムがあってもこの量ということですね。

河川砂防課：現況は、ダムがあっても溢れる箇所ということです。

ですから、当初計画からダムを造り、なおかつ河川改修も進めていくと、そういう計画でございました。

東委員：分かりました。

長谷川委員：そうすると、今の 320 というのは、何分の 1 なんですか。

河川砂防課：20 分の 1 です。

長谷川委員：20 分の 1 というのは、県内の同様河川としての計画されている標準の値なんでしょうか。

河川砂防課：平川、本川平川の規模と整合をとっておりまして、ほかの県内の河川の規模と比較しても、それほど遜色があるというふうなものではございません。

長谷川委員：前に配られています個別の調書の後ろの資料の 10 ページにケース 1 とケース 2 と書かれていますが、その時のケース 1 の要改修区間というのは 5,800m となっておりますが、今日、ご説明のありました改修区間というのは、足し算をすると 3,000m ぐらいですが、それはどういう違いを意味しているんですか。

河川砂防課：ケース 1 の方は、先ほども申しました 370 トンを流した場合は、そういう計画で流した場合には、これだけの改修が必要な区間が生じますと。ケース 2 の方は、320 トンですから、そのダムで 50 トンをカットして、残りの 320 トンを流した場合は、こういう具合な河川断面が足りない区間が出ますよと。そういう表示でございます。

長谷川委員：そうしますと、今日、ご提示されている治水計画は 20 分の 1 で、前に出されている治水計画は 40 分の 1 だったというふうに理解すればよろしいことになりま

すか。

河川砂防課：おっしゃるとおりです。

長谷川委員：そうすると、市民に対して、当初の計画の治水安全性が低下したということになるわけで、それをどういうふうに県民が理解するかということが大きな問題になっているように、今、受け止めるところなんです。この後、どういうふうにこれを考えていくかというのが、私共のテーブルで少し考えていく必要があるんじゃないでしょうか。

小林委員長：先生が言う通りなんです。そういうことなので、何で住民が関心ないのかなと思うんだけど。

岡田委員：全くおっしゃる通りで、当初は、ダムを造ることがありきで、それもある意味で大きな所というか、国家意志でやるわけですね。その限りで私達の委員会は、住民が本当に望んでいるのか、住民との話し合いというのが、きちんと行われているかということが気になりましたので、現地調査をお願いしたわけです。いろんな意見が出てきた段階で、幾つかやっぱり足らざる所がありますね、ということで、条件とさせていただきます。

今回は、全く逆に、造らないことを前提に、これがまた国家意志というか、まさにコンクリートから人へで、造らないということを前提に、これを仕組んだ時に、こういう仕組み方しかない。そこでは、安全度というのは、半分に落ちているという、そこでもやっぱり住民の意志なり住民との話し合いというプロセス除きですね。これは、やっぱり、同じように、全く同様の問題がそのまま引き継いでいるので、大変私は気になりますね。どうしても、

小林委員長：そうですよ。齋藤委員、どうぞ。

齋藤委員：地元の一人なんです。東先生のおっしゃったこともよく分かります。

先だって、先だってというよりも昨日なんです。うちの方の市長がこの公共事業の評価について、特に大和沢のダムの件については、もう公表しているわけです。ダムを今の形、以前にお願いした形ではなくて、先ほど松富委員がおっしゃったような形式のダムを何とか造っていただけないものかと。そういうことを県の方には要望という形で出していると思うんですが。やはり、一住民としては、今までの大水の怖さというものに対して、危機意識がなくなっていると思うんです。

というのは、先だって私、説明会に行ってきました。その時、市側としては言いたいことがあったようなんですが、担当間との連携という形で、今後の県との連携という形で物事を進めていきたいということで、町会民に対しての説明は回覧等に出しているんですが、ただ、地域の意識ですね。何と申しますか、低さというものもやっぱり表われていまして、ある町会長さんは、私達の方に直接人を集めてくれというのであれば、集めましょうと。そういう具体的な所が出てきたわけです。

ですので、やはりこれからの地域との関わり、先ほども地方分権という主権のことが

出てきましたが、今後そういう方向も考えていく必要があるのではないかと、私は実際に皆さんの対応を直視して見たんですけども。やはり、ダムがこれだけ水の被害が無いんですよと言ったとしても、治水に対しては何とかしてくれという意見だったと思うんです。ですからやはり、ダム無しのことではなく、やはりダムを建設するための部分としても、こういうお金が掛かるのであれば、今後、県がどのような手立てを講じて、要望書を国の方に出していくのか、やはりそういう今後の何と言いますか、事業に対する、公共事業に対するお金の持っていく方に、何か私はあるような感じがしたんです。

やはり、今、どこでもお金が無く、環境のことを考えていった時でも、エネルギーの石油の枯渇化とか、そういうふうなものもありますけども、それにどういうふうに立ち向かっていくかとかあると思うんです。ですので、私の要望としては、ダムを無くするのではなくて、勿論、下水道の部分においては効果が上がって水の不足という所もあるわけです。ですので、何と言いますか、行政の、県としての事業のお金の取り方をもう少し工夫していただけないものかなと。

何故かと言いますと、先だって、環境公共の推進方法の1つとして送っていただいたんですが、これもこの中に入っておりますけども、やはり手法をこれからどういうふうにしていかなければならないかということを考えていかなければ、ただ、押さえ込む形ではなくて、これだけの予算をとって中止となると、皆さん、危機意識も無くなっているのではないかという部分もありますが、私としては、丁度、すぐ近場の川に面している所なものですから、少なくともなつたとしても、今後の気象状況とか、そういうものを鑑みた時には、やはりもう少し考えていただけないかなという実感はありました。

小林委員長：ありがとうございます。

時間配分しながらやっているんですが、あと3つあるんですけども。

これは、この間出していただいた資料とこの調書の中の特に生産環境、自然環境、今の皆さんの論点の治水。治水では、10 ページですが、ケース2の方がお金が、投資額が、経済性が良いというような書き方になっています。今日の補足説明の方の20 ページでは、そうじゃない流量計算が毎秒/トンが出ているしということです。それと平成15年の意見、私達の知事答申に対しての今日までの時間経過とともに、今度は一転して中止というふうな原案が出てきたということの割には、現地に対する説明会をおやりになったというけども、これが地域住民の民意に対して、もっとこういうことを治水の問題なんかを中心にして、それだけじゃないと思うんですよ、盛んに、あの時の方々がおっしゃったように、市内の水質改善、河川において市民が憩いの場にするんだというふうな、ああいう見解も全く今、出てきていないから、そのへんをどうするのかとかも含めて、後で次回の現地調査をどうするかという話は、もう1回改めて諮りますけども、ちょっとこれは慎重に出した方が良いでしょうので、ちょっと保留させてください。今、この瞬間は。

河川砂防課：すいません。

ちょっとご説明をさせていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

今、委員の皆様からご提起された問題、一杯あって、私もそれを全部に今、ここで答えするのはちょっとあれなんです。

まず1つは、住民説明会に出席した人数が少なかったということについて、これは、我が方なりに考えております。というのは、この大和沢ダムにつきましては、昨年12月に東奥日報さんの方に一面に県は大和沢ダムの中止の方針であるということがデカデカと出まして、その後、非常に各社が取材構成に参りまして、3日ぐらい連日この大和沢ダムの話で持ちきりでした。

そしてまた、その後もずっと大和沢ダムについては、各報道機関を通じて、住民の方々には情報として流れていたと。そういうふうに理解しております。

そして、また、その証拠として、平成15年度の再評価時に現地で調査した時に、ご意見をいただいた市民の方々の代表の方々がいらっしゃるわけですが、その方々にお話をして中止の方針の説明をして、その了解を得た時も、「よく分かっている」と。あの新聞報道等によっても、県がダムを中止するというふうな理由については、これは理解する、というふうな発言をいただいております。

そういうことで、我が方では、皆さんにはもう情報として十分伝わっていて、夕方7時以降の皆さんおくつろぎの時間帯に我々が説明会を開かざるを得なかったんですが、そういうふうな時間帯であれば、時間帯もさることながら、大和沢ダムについての皆さんの理解が深まっていたということが大きな理由なんだろうと理解しておりました。

その時は、新聞記者の方もそういうふうな質問をしておりました。齋藤委員が27日に実は来られていまして、我々も存じ上げましたが、そういうふうな新聞記者等の質問でも、そのように答えて、次の日は新聞記者の方も来なくなりました。

そして、28日、次の日は、一野渡の町会長さんが来られまして、岡田委員：発言の主旨は分かりました。だけど、それはいわば方法論を目的化して間違っていますよ。大事なものは、地域住民の治水だとか環境だとかそれをいかに守るか。そこに向けてダムが1つの方法論でしかないんであって、それをどうするかということをも住民とないしは県の中でも担当の所でも議論をしていないじゃないですか。それはもう全然話にならないと思います。ダムは方法論ですから。それを目的化して、これが情報としてもう流れているからもういいんだ、みたいな、そんな発想で行政の責任をやっぱりどこかにふっ飛ばしてしまうような対応というのは、大変にまずい。

河川砂防課：すいません、もう1点ご説明させてください。

この大和沢ダムの性格といいますか、このダムの特徴といいますか、このへんをちょっとご説明させていただきたいと思います。申し訳ございません、調書の第1回目の時にお配りしました調書の1番最初のページをご覧くださいと思います。

事業概要の真ん中辺の主な内容という所に、このダムの概要が載っているわけですが、この総貯水容量というのが780万 m^3 のダムでございます。そして、この内訳が、700万

m³が土淵、腰巻への環境用水を補給するという目的。そして、残りの 80 万の半分が、40 万m³ですが、これが治水対策用の容量。そして、あと 40 万m³が上流から流れてくるだろう土砂を止めるための容量。

そうしますと、比率として、土淵川、腰巻川へ環境用水を流すのは、700 万に対して大和沢川の治水は 40 万と。この比率は、単純に計算すればお分かりかと思いますが、今現在、土淵、腰巻川への環境用水の補給の必要性が無くなったというふうに判断しておりますが、そうしますと、この 700 万というふうな容量が要らなくなるわけで、これほど大きなダムは要らないと。まずそこが 1 つの前提でございます。

そして、その残りの 40 万の治水容量をどういうふうに対策を講じていくかということでございますが、これについては、現況の河川断面、ほかの河川の規模、それから平川本川の規模、これらを総合的に見て、現在の計画を立てる中で、最大限の努力をしていく。そういう観点でやっておりますので、そしてまた、今後、その治水計画については、各機関、または国とも協議をして参りますし、そういうふうな協議を続けながら対策をやっていくというふうなことで進めておまして、決して、これからも住民の方々ともお話を進めていこうとは思っておりますが、たまたま、我々が予定しておりました 5 月 27 日、28 日の時には、先ほども申しましたような理由で、多くの方が出席いただけなかったということだろうと。

ただ、すいません長くなって恐縮ですが、28 日の齋藤委員がお見えにならなかった日なんですが、上流側の一野渡地区、昭和 50 年、52 年の時に水を被った所の町会長さんが来ていまして、何とかそういう対策は十分やって欲しいと。先ほども説明の中で申し上げましたけども、非常に熱く語っておられました。我々は、その辺は十分くんで、これからも対策をやっていきたいと思っております。

すいません、長くなって。

小林委員長：やっぱり、ずれているんですよ、話が。どういう点がずれているかということ、ダムがあるとか、無いとか、その話をしているんじゃないんですよ。それは結論として、そういうことが出てくるのであって、その結論に至る過程において、代替案はどうするかとか、それから水質改善をどうするかとか、洪水調査をどうするかということについて、今、県が原案としてお考えになっていることで本当に妥当性があるのかどうかを少なくとも地元の方々のいる前で、オープンに議論をすることによって、あとで 100 年確率が 50 年確率が知りませんが、この写真にあるような、こういう悲劇の現場が起きた時に対する対応をするということが行政のあるべき姿だということをお願いしているんですよ。

なので、後で諮りますけども、ちょっとこれは詳細をさらに現地で、私の考え方としては、現地の方々を巻き込んでやっぱり公開で意見交換会をやりたいと思います。行政に対して、この専門家の審議委員の方々がどういう見解を示すのかというのを聞いてください。物凄く勉強になると思いますよ。

今後のこういうふうな、かなりの税金の使い方として、地域の人達も責任を取らなくちゃならないんですから。皆が認めて良いと言ったんですから、ということを行うためには、今のやり方じゃ、必ずまたこの 11 ページにあるような新聞報道が出たら、また滅茶苦茶、今度は行政が叩かれるんですよ。

後でもう 1 回諮りますけど、ちょっとほかのことをずっとやらなくちゃならないので。
東委員：一言だけ。

ここに出てきている情報というのが、行政からの一方通行なんですね。私なんかも河川にずっと関わってきて、これは本当に正しいのかなという疑問も何点かあるわけです。治水としてどうしてもやらなければならないのであれば、第三者に 1 度技術的な検討もしていただいて、それをもって住民に説明した上で判断するというプロセスを踏まないと、ここの段階で疑問を持つということもありますので、やはり、第三者にもう 1 度検討していただくということも必要なんじゃないかと思います。

小林委員長：ありがとうございました。

ちょっとこれをおいて、もうちょっと積み残しがあるのでやりましょう。

あとにもう 1 回、12 番に戻りますけど、15 番。港湾空港で、これも中止なんですけど。

これも実は平成 19 年度に皆さんで現地を見て、不法係留のレジャーボートが一杯繋がっている現場を見ました。あまりにも馬鹿馬鹿しくて、こんなものに税金を使って良いのかと怒り出した委員もいたんですが、そういう意味で言えば、今のこの 12 番のテーマに比べて 15 番は全く、その当時から殆どの委員がやる必要がないというふうなことを言っていたにも関わらず、と言うと叱られるけど、担当課の方は、「やらしてくれ」ということだから、妥協した結果、今日に至って、担当課の方から中止したいと言ってきたので、私としてはウェルカムで、「何を今ごろまで金を掛けてやっていたんですか」と言いたいぐらいで、これはこれでもう議論の余地はないと思うんですが。いいですか。

裏のページにいきましょう。

17 番でございます。さっき出ましたアンケートなんかも含めて、どうですか。さっきこのアンケートの紙に書いてあったように、ここに緑地公園、この 5 ページの絵ですけど、こういうものを造るということなんです。

これが進捗率が遅れているのは、やっぱり予算が付かない、どうしてですか。

港湾空港課：予算を設定するにあたっては、県、国のシーリングもあるんですが、地元自治体の方の負担もございます。

小林委員長：地元負担、むつ市の負担は何%ですか。

港湾空港課：10 分の 1 ありますので。

小林委員長：10 分の 1、それが付かなかった。

港湾空港課：その辺の調整がございまして。ただ、来年度以降は、むつ市さんの方から調書の方にありますように、平成 21 年は 3,000 万円で 22 年度は 8,400 万円ということ

で、今、調書の方に書かせていただいております。ここの分については、むつ市さんの方からご理解いただいているという予算設定がございます。

小林委員長：これは、地元では出せるんですね。

港湾空港課：はい。その分はご理解いただいております。

小林委員長：だそうですが。17番、何かご発言、ございますか。

藤田委員、植栽についてはどうですかね。

藤田委員：エルムを植えるということで問題ないと思います。僕、ちょっと松くいを気にしていたものですから、ハルニレということなので、問題ありません。

小林委員長：なるほど。

それでは、最後 18 番でございます。これも、これはとてつもない巨額の 650 億ですからどうですかね。その理由は何だということについては、さっきの 1 番最後の、今日の資料の 24 ページに書いてありますが、もう 1 回、24 ページを見ていますが、大規模な地盤改良工事が必要になってきた。それから、防災調整池機能を加えた。材料単価の高騰。こんなことで、これは当初予算に比べて 118 億円増加しているんですね。この辺、如何ですか、ご意見。

都市計画課：委員長。

小林委員長：はい、どうぞ。

都市計画課：ちょっと先ほどの説明で不足があったと思いますが、この建設費の 118 億円ですが、これはあくまでも費用対効果の方の話でございます。これで実質増えているのが 35 億円。あとの残り 80 数億は、今まで、平成 8 年から今まで建設したものの建設費の価値を現在価値に直した場合増えますということで、ちなみに平成 8 年から平成 15 年まで投資した建設費が 311 億 600 万円あります。これを前回の評価時で換算しますと 360 億 9 千 700 万、これを単純に 4% で直しますと、平成 21 年時点では、439 億 900 万円。この差額だけで 78 億以上が単純に増えます。残り 5 億円ほどありますが、これについては、その後の 16 年から 20 年まで投資された建設費を現在、価値化に直した差額でございます。

小林委員長：お金の流れはそういう形で補正をしていって、今、ご説明したようなことでしょうか。でも、私が気にしているのは、さっきの 12 番と同じような観点でものを申しますと、県民の方々、特にここを使われる青森市民の方々は、これだけの公的資金の導入でこういう、前にいただいた基本調書の 18 番の所の基礎調査に写真とか完成図が 3 ページに出っていますが、こういう施設を、今、この時代でも要望しているのかなというのが、凄く気になっているということです。

行政は、この青森県にとってこの金額の巨大さというものを市民にやっぱりきちんと、それでこの 3 ページにあるようなこういうふうなことでもって、本当に私達が要望してお願いして、県費を優先的にこっちに使わせてもらったんだというふうになっているのかなと。そういう同意、コンセンサスを得る、そういう作業というか、そういうものの

チェックというのは、どういう形で、どんな所で、例えば、マスコミを総動員して、「あなた方、本当に 650 億使って、こういうのを造るというんだけど、本当に使っているのですか」とか。どういう方法があるのか分かりませんが、そういうことを私は申し上げているんです。650 という巨大な金ですよ。

はい、木立委員、どうぞ。

木立委員：単純に技術的なことでお聞きしたいんですが。この割引率のせいで費用が大きくなったということで、現在で計算する時点をずらしたことによって、過去にやった分は 1.04 掛けるので大きくなったということですよ。完成以降の便益というのがあって、その過去に計算したよりも完成時に現在近づいているので、割り算の方が小さく、割り算の効果が小さくなっているんで、便益の評価がもし変わらなければ、これをずらしたことによって便益が大きくなると思うんですが。そのへんは如何でしょうか。つまり、どの時点で評価をしても、費用便益の比というのは変わらないんじゃないかと思うんですが。

都市計画課：今の項目についてですが、この現在価値化の増が評価基準年の差によるということで、建設費につきまして、過去に投資した額の方が残りの額といたしますか、そちらの方よりも大きくなっているということで、このような数字になるということでございました。

言ってみますと、費用対効果の表があるんですが、その表に単純に金額をエクセルの表に入れていきますと、このような差の額が出てきたということです。

木立委員：と言いますか、その効果があるとすれば、例えば、5 年後に完成するのと、15 年後に完成する場合で便益計算すると、15 年後に計算すれば 1.04 の 15 乗で割り算をしますよね。5 年後だったら 1.04 の 5 乗で割り算をしますよね。ですから、完成に近づけば、便益の方も同じように小さくなるはずなので、その費用が大きくなった分だけこのように割引率のせいで書いているのは、やはり公平を欠いているのではないかと。都市計画課：便益の方も上がっていきます、完成年度が近くなりますと。先ほど、2 番の方にありますように、長野委員から年数が経っているのに何で環境価値が減っているんですか、というご質問がありました。これは、基本的に緑地の面積とかが変わらなければ減るということは、年数が経てばありえないことなんです。

精査した結果、前回、数値を取り間違えていたということが分かりまして、やはりちゃんと計算し直しますと、便益の方も増えております。ということになります。

ですので、建設費の方の費用の方も増えますけども、便益も完成に近づけば増えて参ります。

小林委員長：木立先生、今の説明をプロとして、専門家としてやっぱりそうかなというふうに感じているんだとすれば、ちょっと相談して欲しいんですよ。相談という意味は、計算式からチェックしていただいて、こういう分母と分子と両方増えているような、これは の所では 7 億も便益が増えているような書き方をしているけど、本当にその計算

で良いのかどうか。私ら、こういう言葉のやり取りを聞いていても、ちょっと分からないので。時間、今日もう5時になってしまうので。

都市計画課の方にはお願いですが、先生は地元におられるので、今のエクセル、基礎データをお持ちいただいて、具体的に専門家として、これは間違っていますよというのか、結構ですよというのが、ちょっと1回、チェックいただいでください。

都市計画課：今の説明のほかに、便益の方も影響しますので、便益の方もチェックしたのがありますので、細かい数字になりますので、委員の方に見てもらおうこととします。

小林委員長：専門家にチェックしてもらってください。その上でジャッジメントしたいと思いますのでお願いします。

岡田委員：一言意見。

やっぱり、私は委員長の発言というのは大変重いと思います。今の状況では、100円投下する税金を、即ち国民は60円全部借金として背負うわけですよ。そういう時代に入っただけのこの公共というものをどう使うかという論理は、計画された時と当然に変わるべきだということを私は強く思います。

生活の質を高めるために、こういう計画があったと思います、当時。しかし、今や生活そのものが瓦解している。そうじゃない、食べるのに困っているという人が圧倒的に増えているという状況の中で、公共としてこの持つ意味というのは、一体何なんだということが、本当にこの青森の市民にも県民にも明確に説明できて、賛同を得られているのかということが大変疑問です。

小林委員長：ということなんですよ、私が言いたかったのは。

この新しい総合運動公園のバラのような絵が描いてあることのこれが、皆さん、本当にこういう時代になってきても、当初の案の通りにということでもいいのですか、というのをどこかで問うて、チェックしてという、そういうことをこれだけ長い時間をかけてやる公共事業だと、やっておかないと、後々いるんな所で「何、あの時の世代の人達はやったんだ」みたいな話になってこないかなと。別に、これを止めるとか何とかって、私がそんな立場じゃないので。チェックをかけるということは、やっぱり提言、後で何を提言するかももう1回相談しますけど、そういうことをやっておくのは、この機関、この審議会ぐらいしかないのかなということも思っているんですよ。これはまた後で、総括の所で、次回以降やっていきたいと思います。

(5) 詳細審議地区に係る委員会意見の決定について

小林委員長：ということで、本来は事務局から言われているシナリオは、今日、現地検討の箇所をどこにするかということを決めたら、それ以外の所の詳細審議も全部原案の県の対応方針のイエス、ノーの結論を出してくださいというふうなことを事務局では言っていたんですけど、私はもう、時間もないし、本日は無理だと思います。よって、この詳細審議は、次回以降に、前の方は、特に道路の方とかはやりますか、やってしま

いますか。

それでは、改めてお諮りしますが、ご提案申し上げます。5、8、10、11と、まず、この道路課の4つの詳細審議の結果は、県の対応方針の原案のとおり継続ということで、それから、15番のレジャーポート、事業の名前でいうと、青森港改修事業、これは県が中止という原案をそのまま認めたいということでございます。

それから、17番、18番はどうでしょうかね。もう1回議論してみましようか。

長谷川委員：17番はいいんじゃないですか。

小林委員長：17番はよろしいですかね。これも進捗率でそういう形で補助金の問題とか何かでということで。これはよろしいですか。

それでは、17番は県対応方針どおり継続と。

(6) 現地調査地区の選定について

小林委員長：そうすると、次回への積み残しとしては、12番の弘前の治水ダム建設事業、大和沢ですよ。それと、1番最後の青森の都市公園事業という、この2つでございまして、2つとも、もうちょっと議論した方が良く思うんですね。ですけども、現地に行って、現地を見ながら意見交換しながら、更に議論を深めるという意味では、私としては12番かなと思うんですけどどうですか。

これは、青森市の先生方は、18番の現場を知っているんだろうけど、遠くの方は、18番は何のことだか分からないでしょうね。見てみたいですか、岡田委員、どうですか。

岡田委員：現場を見たいというよりは、市民にアナウンスをして、今の選択肢としてこれを本当に採用すべきなのかどうかと。

小林委員長：ということであれば、詳細審議の中でそういう付帯意見というか、意見書を知事書けばいいことですよ。

岡田委員：この委員会の役割というか、ある制限を、常に先生方、きちんとこの要綱に書いていると思っているから、私はやむを得ないのかなと思うんですけど、本来、この種の委員会はここしかないわけでね、県がやっぱり県民に対して責任を持つという、そういう第三者の機関として、少し幅を広げるかもしれないけども、この委員会として例えば、アンケート調査をやってみるとか、そんなことをやっぱり経過した上でというのが、本来、市民に対しても県民に対しても責任の持ち方かなと思います。

小林委員長：現実的には大変。

長谷川委員：18番の事業は、旧といたしますか、現在使っている運動公園、芸術パークと隣接していますね。その部分と新しい施設が連携しているような事業として、今、分散されて皆さん、利用されているわけですね。それをどういうふうにとまれば当然効率的な運営になるというふうなことでしょうけども、見学するとすれば、両方を見ていかれた方が実際の運用といたしますか、どういうふうなことが課題なのかということが分かりやすいというふうに思いますが。

ただ、1日の行程というふうに考えれば、行程が可能なのが、それだけ逆に今度は皆さんで相談する時間が短くなってしまふのであれば、大和沢だけお伺いするという方法もあるように思いますけども。

小林委員長：そういうことですね。どうしましょう。

私は、この大和沢の方をやっぱりもう1度、2回目って異例、おそらくこの審議会で同じ所、現地に2回行くというのは初めです。そのぐらいだというのは、何故かという、やっぱりずれているんですよ、考え方が。そのずれている所をきちんと修正しておかないと、この審議会としてはかなり責任があるなと思っているんですよ。最初はダムしかないと言って、今度はダムを止めたという、始めにそういうことに煽られちゃって、途中のことがすっかり、こういう点で考える公共事業、こういうダム事業っていうのはこういうふうに考えるということの整理をきちんと皆の前で、地域住民の前でしておくということの作業が、やっぱり今後のこの手の仕事の中で大切だろうと思うので、そういう意味では、現地でこの審議会をやるというのは意味が幾つかあるんですが、1つは、私達の目で現場を確認してものを言った方がより正確だというのが1点。

それから、関連する方々の意見も聞いて、聞かせていただいたりということやっていう、その2つの意味からしますと、12番に集中した方がいいのではないかなと思うんですが。如何でしょうかね。

松富委員：今、私の理解ですと、元々の堤高80mのダムは中止だと。だけど、河川改修、または河川改修プラス38mのダムはまだ両方生きていると。そういうふうに解釈してよろしいのでしょうか。

小林委員長：どうぞ、担当課、お答えください。

河川砂防課：当面は、河道改修で安全度を高めていくと。そして、将来的にはダムになるかどうか分かりませんが、貯留施設等を検討して本川岩木川と、ないしは平川と同等の安全度を確保していく、ということで、当面は河道改修をやって、段階的な整備をこれからやっていきますということです。

松富委員：再確認ですが、80mのダムは止めると。そういうことですね。

河川砂防課：はい。

松富委員：分かりました。

小林委員長：ということで、12番と18番の審議は、結論は持ち越しと。本日は、なかなか12番については、現地でもう1度意見交換しましょうというご提案でございますが、よろしいですか。

それで、もしご同意いただけたとするならば、やっぱりこれは、担当課の方に12番、河川砂防課の方に現地に行くまでに、こういうことを準備しておいてください、ということちゃんと私達は言った方がいいと思うんです。それで事務局にお願いですが、各委員から一生懸命準備してもらった方がいいと思うんですよ。2回も入るんですから。おそらく、これはマスコミがトップに取り上げると思うので、相当準備していただき

い。だから、「あ、そうですか。じゃ、今月、来月すぐやりますか」みたいな感じでなくてもいいけども、まずお願いしたいのは、各委員に現地で審議するにあたって、どういふことを河川砂防課にご準備して欲しいかということになるべく至急、もう1度とってください。それを事務局の方でまとめて、それで担当課の方に投げて、担当課だって、それに答えるために準備が欲しいと思うので、その準備をされて、それでいつ現地に入るかということ、ちょっと私と後で相談したいと思うんですよ。ここ、相当慎重にやりたいと思うんですね。いろんな意味で影響力が大きいと思うので。

そんなふう考えるので、各委員におかれましては、至急、来週早々にでもメールか何かでどういう点に準備してもらおうかという準備の項目を出してください。ご協力をお願いしたいと思います。

ということで、本日、18番につきましては、当日、この次の会議の時に12番をやって、また18番ももう1回議論をやりましょう。ですから、18番についても、もし何か事前があれば、書いていてもらってもいいけども。今のところ急いで事務局にお知らせいただきたいのは、12番について、こういうことを準備してくださいね、ということ急いで知りたいということなんです。18番も勿論審議しますよ。今日は結論しませんから。すいません、遠くから来ている先生、5時過ぎちゃって、私の司会が下手で遅くなって申し訳ありませんが。

最後に何か、どうしてもこの場で言っておきたいということがありましたら、審議委員の先生方。どうぞ。

松富委員：最後の委員長の言葉で、次回準備する資料として確認したいんですが。多分、岩木川の整備基本方針というのがおありだと思いますし、今後、30年の整備計画というか、それもあるかとも思うんですが。このダムを造る所の指定河川ですか、これは、国土交通省の指定河川になっているんですか、一級水系ですから。そうではないですか。指定河川ですか。指定ですね。

そしたら、ここの川の整備計画というのがあるんですか。ありますか。そしたらもう、私はメール要りませんので、その3種類をいただければ。

小林委員長：その資料を用意してくれればいいということです。

岡田委員：ひとついいですか。18番に関わるんですが、650億ですよ。巨大ですし、圧倒的に県費を必要とするわけですよ。3分の2ですよ。とんでもないお金だと思いますし、調書を見ても理由の殆どは国体のためという感じが物凄く強いですよね。そうすると、こういう政府が変わった段階で、国体の今後のあり様も含めて、この先、どんな情勢になるんだろうという、そこは少し情報を入れて欲しいと思いますね。私は、大変なお金だと思います。今、青森が使うお金の大層としては、そこなのかというのは、大変疑問ですね。

小林委員長：それはそうですね。

それでは、都市公園課でしたか、18番は。よろしくどうぞ、今の岡田委員に資料をお

願いますということで、次回まで願います。

ほかにご発言、ございますか。

それでは、時間超過してすいませんでした。本日、かなり重要な意見交換でありがとうございました。次回また、よろしく願いたいと思います。

では事務局、どうぞ。

(7) その他

事務局：それでは、事務局から事務連絡でございます。

先ほど、委員長からもお話申し上げましたように、次回の委員会につきましては、大和沢ダムの現地調査と審議ということになります。どういことを準備して欲しいかということにつきまして、委員の皆様の方にこちらの方でお問い合わせをメールなりFAXなりでさせていただきたいと思しますので、来週、早速やらせていただきますので、ご協力、お願いいたします。

いただいたご意見を踏まえましてまた委員長とご相談をさせていただいて、日程等も含めて調整をさせていただきたいと思しますので、よろしく願います。

それと、本日の審議内容でございますが、従来通りでございますが、事務局であります企画調整課において縦覧に供するとともに、県のホームページでも公表させていただきますので、よろしく願います。

以上でございます。

3 閉会

司会：それでは、これもちまして委員会の方を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。